# あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

# （案）

平成 28（2016）年 2 月

あきる野市

# 目　次


## 第１章　総論

### 第１節　基本的な考え方 ..... 1

１　あきる野市総合戦略・人口ビジョンの策定の趣旨 ..... 1
２　あきる野市総合戦略・人口ビジョンの期間 ..... 2
３　あきる野市総合戦略の位置付け ..... 3

### 第２節　国・東京都の総合戦略の概要 ..... 5

１　国の長期ビジョン・総合戦略 ..... 5
２　東京都総合戦略 ..... 10

## 第２章　あきる野市人口ビジョン

### 第１節　あきる野市の人口の現状分析 ..... 13

１　あきる野市の人口の状況 ..... 13
２　あきる野市の人口動態 ..... 14
３　あきる野市の産業構造 ..... 20

### 第２節　将来人口の展望 ..... 22

１　国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（参考） ..... 22
２　仮定値による人口推計 ..... 24
３　目指すべき将来人口の展望 ..... 26

## 第３章　あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

### 第１節　基本的な考え方 ..... 43

１　あきる野市総合戦略の考え方 ..... 43
２　基本理念・基本目標の設定 ..... 43
３　位置付けるべき施策の考え方 ..... 45
４　施策体系図 ..... 46

**第２節　具体的な施策** ..... **47**

基本目標１　地域経済が活性化し、働く場所のあるまち ..... 47
基本目標２　快適に住むことができ、多くの人々が交流するまち..... 51
基本目標３　子育てしやすいまち..... 55
基本目標４　安心・安全で、持続可能なまち ..... 60

**第３節　推進体制** ..... **67**

１　ＰＤＣＡサイクルの確立..... 67
２　あきる野市総合戦略の見直し..... 68

# 第１章　総論

# 第1節　基本的な考え方

## 1　あきる野市総合戦略・人口ビジョンの策定の趣旨

我が国が直面する人口急減・超高齢化という大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特性を生かした自律的で持続的な社会を創生するため、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「創生法」という。）が制定されました。これは、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、東京一極集中の歯止めや地域の特性に即した地域課題の解決により、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目指すものです。

国では、人口の現状と将来の姿を示し、今後の目指すべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「国の長期ビジョン」という。）」とともに、今後５年間の目標や施策の基本的方向などをまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国の総合戦略」という。）」を平成 26（2014）年 12 月 27 日に閣議決定しています。

また、創生法第４条では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、まち・ひと・しごと創生に向けて、国と地方が一体となり、中長期的な視点で取り組んでいくことが求められています。

このようなことから、本市においても、創生法第 10 条の規定に基づき、「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「あきる野市総合戦略」という。）」を策定するとともに、将来人口を展望する「あきる野市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」を策定します。

## 2　あきる野市総合戦略・人口ビジョンの期間

### （1）あきる野市総合戦略の計画期間

国の総合戦略の計画期間に合わせ、平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度までの５か年の戦略として策定します。

### （2）人口ビジョンの対象期間

国の長期ビジョンの対象期間が平成 72（2060）年までとなっていることから、人口ビジョンにおける将来人口を展望する対象期間を、国と同様に平成 72（2060）年までとします。

# 3　あきる野市総合戦略の位置付け

## （1）国の長期ビジョン・総合戦略及び東京都総合戦略との関係

あきる野市総合戦略は、国の長期ビジョン・総合戦略及び東京都総合戦略を勘案し、地域の実情に応じた戦略として策定します。

また、国の長期ビジョン及び東京都総合戦略を勘案し、目指すべき将来人口である人口ビジョンを設定・展望し、その人口ビジョンの実現に向けて、あきる野市総合戦略の中で施策を位置付けています。

## （2）あきる野市総合戦略とあきる野市総合計画との関係

本市のまちづくりは、最上位の計画であるあきる野市総合計画に基づき、進めています。このことから、あきる野市総合戦略においても、あきる野市総合計画との整合を図ります。

加えて、あきる野市総合戦略は、本市の地域課題や地域特性を踏まえ、転入者の増や転出者の減、自然減の抑制、仕事の確保などの地方創生に特化したものとして策定する必要があります。

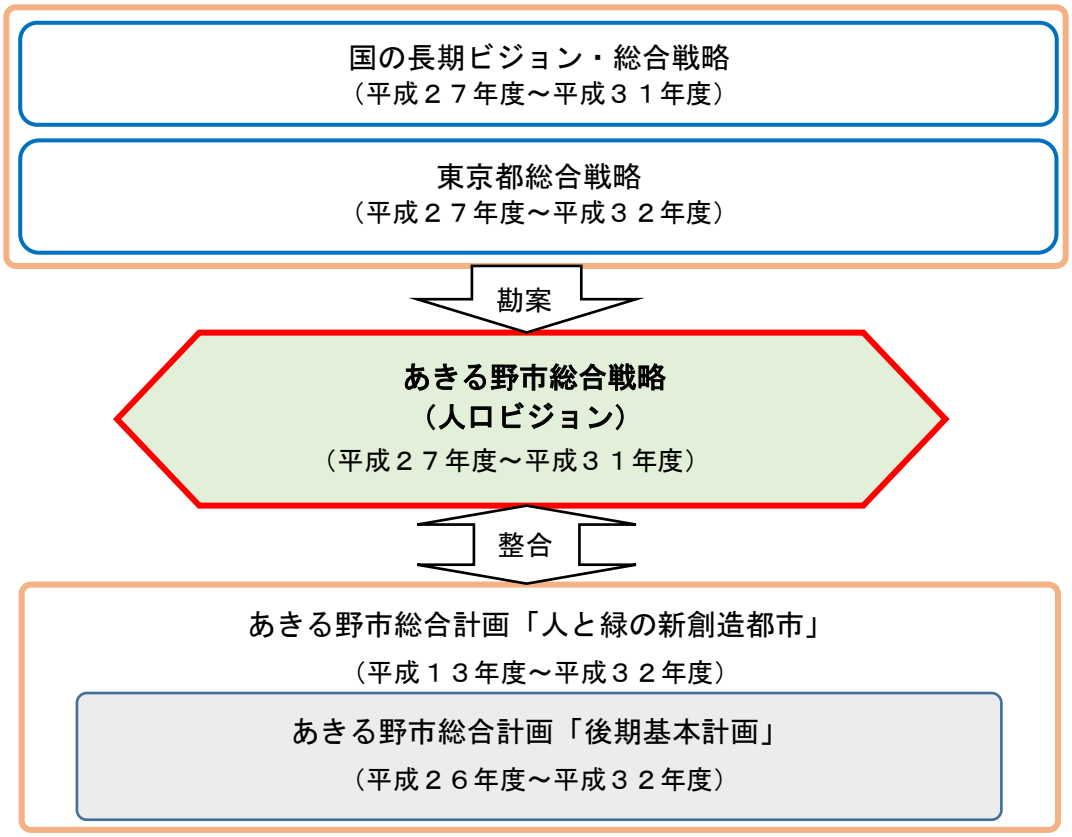

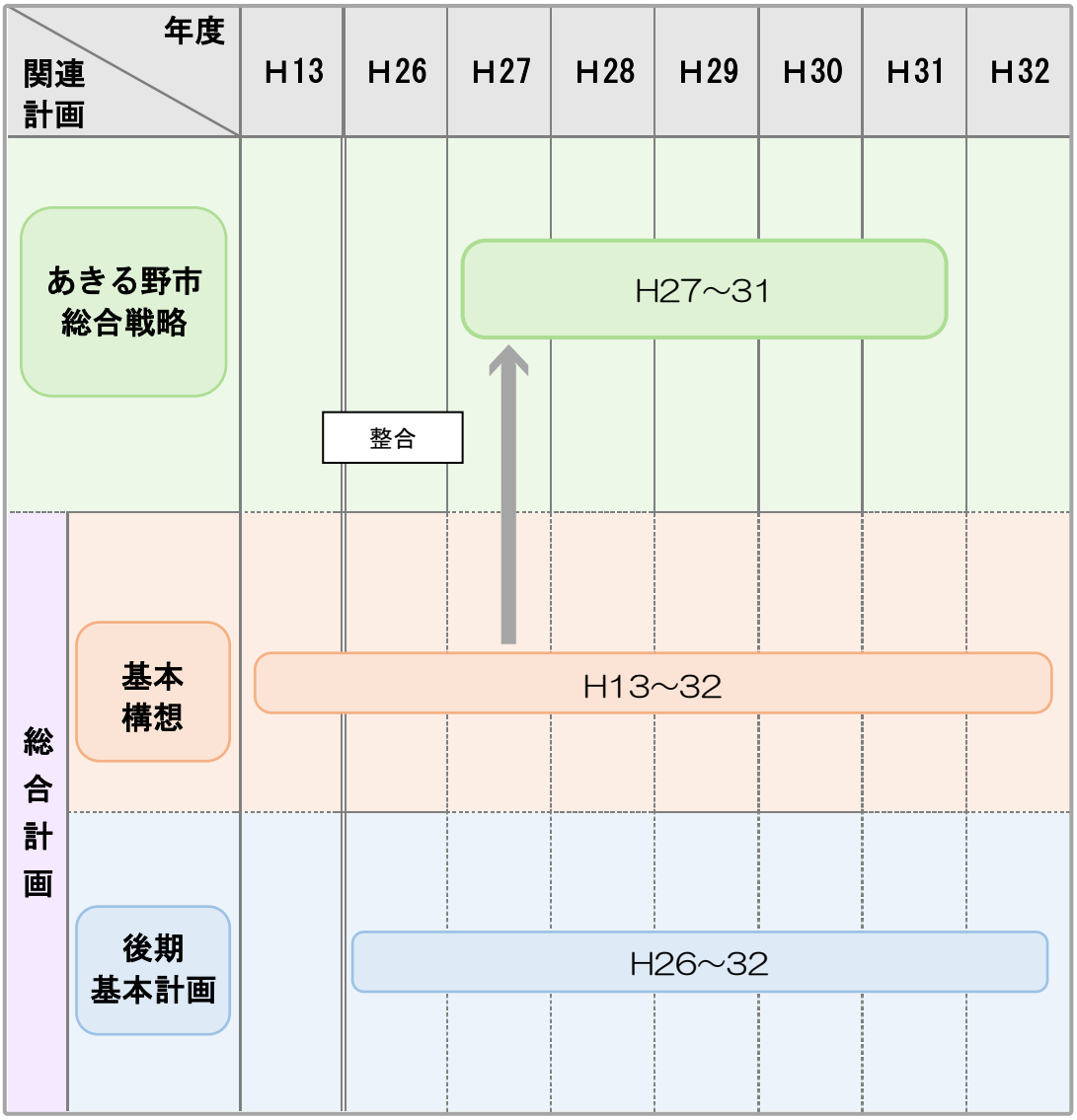
年度
関連計画
H13
H26
H27
H28
H29
H30
H31
H32
あきる野市総合戦略
H27～31
整合
総合計画
基本構想
H13～32
後期基本計画
H26～32

# 第2節　国・東京都の総合戦略の概要

## 1　国の長期ビジョン・総合戦略

### （1）国の長期ビジョンについて

人口問題に対する基本認識 ―「人口減少時代」の到来

・2008 年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む。人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく。
・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。
・東京圏には過度に人口が集中しており、今後も人口流入が続く可能性が高い。東京圏への人口の集中が日本全体の人口減少に結び付いている。

今後の基本的視点

○３つの基本的視点
①「東京一極集中」の是正
②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
③地域の特性に即した地域課題の解決
○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要

◎目指すべき将来の方向 ―将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する

○若い世代の希望が実現すると、出生率は 1.8 程度に向上する。
・国民希望出生率 1.8 は、OECD 諸国の半数近くが実現。我が国においてまず目指すべきは、若い世代の希望の実現に取り組み、出生率の向上を図ること。
○人口減少に歯止めがかかると 50 年後 1 億人程度の人口が確保される。
・2030～2040 年頃に出生率が 2.07 まで回復した場合、2060 年には 1 億人程度の人口を確保すると見込まれる。
○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
・人口減少に歯止めがかかると、高齢化率は 35.3%でピークに達した後は低下し始め、将来は 27%程度にまで低下する。さらに高齢者が健康寿命を延ばすと、事態はより改善する。
○「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50 年後も実質 GDP 成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

＜地方創生が目指す方向＞
○自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
・全国一律でなく、地方自らが地域資源を掘り起し活用することにより、多様な地域社会を形成
○外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
・外部人材の取り込みや国内外の市場との積極的なつながりによって、新たな発想で取り組む。
○地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
○東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。

―地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

## 【　我が国の人口の推移と長期的な見通し　】

○　国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24（2012）年 1 月推計）」（出生中位（死亡中位））によると、平成 72（2060）年の総人口は約 8,700 万人まで減少すると見通されている。

○　仮に、合計特殊出生率*1 が平成 42（2030）年に 1.8 程度、平成 52（2040）年に 2.07 程度（平成 32（2020）年には 1.6 程度）まで上昇すると、平成 72（2060）年の人口は約 1 億 200 万人となり、長期的には 9,000 万人程度でおおむね安定的に推移するものと推計される。

○　なお、仮に、合計特殊出生率が 1.8 や 2.07 となる年次が 5 年ずつ遅くなると、将来の定常人口がおおむね 300 万人程度少なくなると推計される。

## 【　今後の人口の推計　】

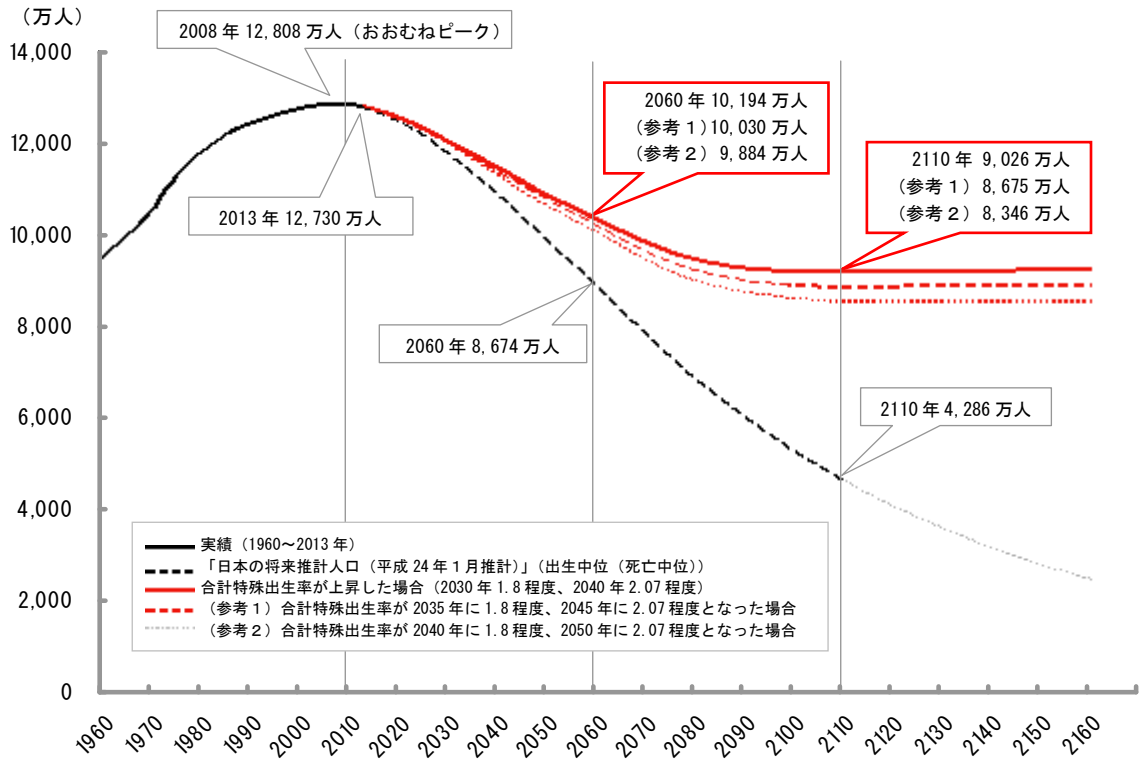


（注１）実績は、総務省統計局「国勢調査」等による（各年 10 月 1 日現在の人口）。国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24（2012）年 1 月推計）」は出生中位（死亡中位）の仮定による。2110～2160 年の点線は 2110 年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において機械的に延長したものである。

（注２）「合計特殊出生率が上昇した場合」は、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会における人口の将来推計を参考にしながら、合計特殊出生率が 2030 年に 1.8 程度、2040 年に 2.07 程度（2020 年には 1.6 程度）となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

*1　合計特殊出生率　一人の女性が、一生の間に生むであろう子どもの数を表し、15～49 歳の女性の年齢ごとの出生率を合計した数字のこと。

## （2）国の総合戦略について

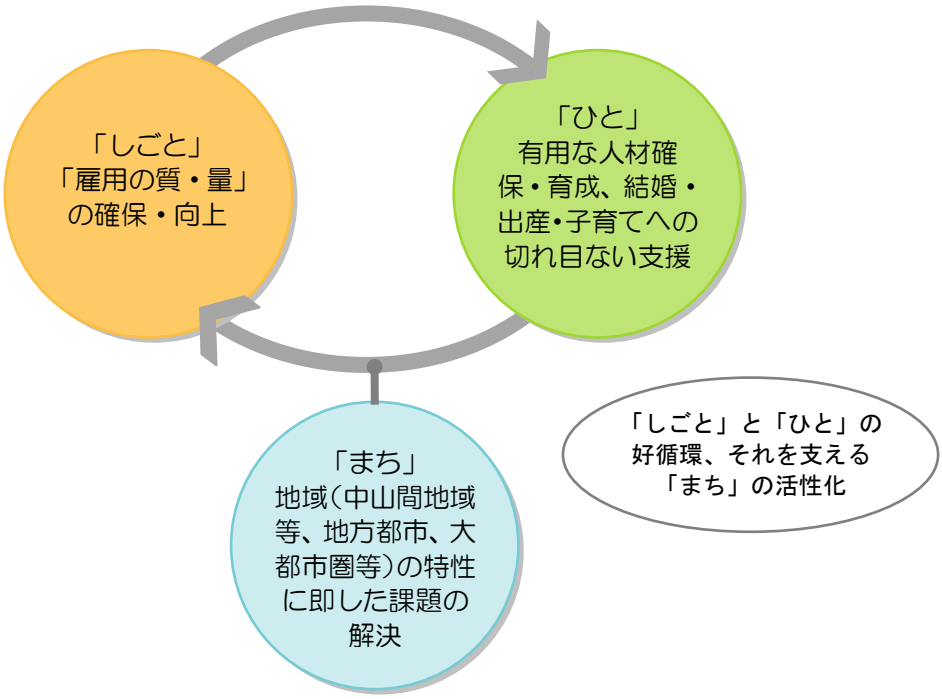


### ア　基本的な考え方

（ア）人口減少と地域経済縮小の克服

- 本格的な人口減少時代の到来、地方と東京圏の経済格差による人口の一極集中
- 地域経済の縮小により、人口の一極集中と地方人口減少に拍車がかかる。
- 地方における負のスパイラルの解消、人口減少を克服し地方創生

（イ）まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

- 地域経済の活性化、産業の高付加価値等による「しごとの創生」
- 地域就労の促進や移住定住促進等による「ひとの創生」
- 安心できる暮らしの確保や都市のコンパクト化、広域連携等による「まちの創生」

### イ　政策の企画・実行に当たっての基本方針

（ア）従来の政策の検証

これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の５点

- 府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
- 地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
- 効果検証を伴わない「バラマキ」
- 地域に浸透しない「表面的」な施策
- 「短期的」な成果を求める施策

### （イ）政策５原則

ａ　自立性

- 構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。

ｂ　将来性

- 地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。

ｃ　地域性

- 各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援

ｄ　直接性

- 最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。

ｅ　結果重視

- PDCA*2 メカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

### （ウ）国と地方の取組体制とＰＤＣＡの整備

国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。

ａ　「５か年戦略」の策定

- 国と地方公共団体ともに、５か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標*3 を原則とした重要業績評価指標（ＫＰＩ*4）で検証・改善する仕組みを確立

ｂ　データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

- 国はデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地方公共団体は必要なデータ分析を行い、地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定

ｃ　国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化

- 国は関係府省庁で統一のワンストップ型執行体制の整備に努め、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化し、人的支援も実施

ｄ　地域間の連携推進

- 国は新たな「連携中枢都市圏*5」や定住自立圏*6 の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進

---

*2　ＰＤＣＡ　PLAN（計画）、DO（実施）、CHECK（評価）、ACTION（改善）の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。
*3　アウトカム指標　施策・事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標のこと。
*4　ＫＰＩ　Key Performance Indicator の略。施策ごとの達成すべき成果目標を定量的に示す指標のこと。
*5　連携中枢都市圏　相当の規模の中核性を備える圏域の中心都市が近隣市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済の拠点を形成するもの。東京都を含む三大都市圏の区域外に所在することが要件とされている。
*6　定住自立圏　人口５万人程度以上で昼夜間人口比率が１以上の都市を「中心市」と位置付けて、周辺市町村と中心市が主体的に、中心市の都市機能や周辺市町村の魅力を活用して、相互に役割分担し、連携協力することにより、圏域全体で生活機能を確保し、地域を活性化させることを目的とした圏域のこと。中心市の要件については、三大都市圏の都府県の区域外の市とされている。

## ウ　今後の施策の方向（４つの基本目標）

### （ア）地方における安定した雇用を創出する

- 若い世代の東京圏への転入超過を解消するため、地方において若い世代の安定した雇用を生み出せる力強い地域産業の競争力強化に取り組む。また、魅力ある職場づくりや、労働市場環境の整備に取り組み、正規雇用等の割合の増加、女性の就労率の向上など、労働市場の質の向上を図る。

### （イ）地方への新しいひとの流れをつくる

- 地方で生み出す雇用を、潜在的希望者による地方への移住・定着に結び付けるべく、東京圏から地方への移住の促進、地方出身者の地元での就職率向上など、地方への新しい「ひと」の流れづくりに取り組み、「しごと」と「ひと」の好循環を確立する。

### （ウ）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- 若年世代が安心して働ける質の高い職場を生み出し、結婚希望の実現率を引き上げていくとともに、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*7）の確保に取り組むことによって、夫婦が希望する子育て環境を提供し、夫婦の予定する子ども数の実現割合を引き上げるよう取り組む。

### （エ）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

- 「しごと」と「ひと」の好循環は、それを支える「まち」の活性化によって、より強固に支えられる。地域の課題は地域で解決する観点から、「小さな拠点」の整備や「地域連携」の推進など、具体的な施策に対する重要業績評価指標（ＫＰＩ）を設定する。

*7　ワーク・ライフ・バランス　誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等に係る個人の時間を持てる健康で豊かな生活のこと。

## 2　東京都総合戦略

東京都総合戦略は、創生法第９条に規定する「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けられ、東京と他の地域が、それぞれの持つ力を合わせて、共に栄え、成長し、日本全体の持続的発展へとつなげ、「東京と地方が共に栄える、真の地方創生」の実現を目指しています。

### （１）真の地方創生の実現に向けた３つの視点

| | |
|---|---|
| 視点１　「東京と地方」の共存共栄 | ・東京と他の地域が、それぞれの持つ魅力を高め、互いに協力し合うことにより、共に栄え、成長する。 |
| 視点２　首都・国際都市として更に発展し、日本経済を活性化 | ・東京が首都・国際都市として、更に発展し、日本経済の持続的成長を支える。 |
| 視点３　少子高齢・人口減少社会に対する東京の挑戦 | ・少子高齢・人口減少社会の到来に真正面から向き合い、人々の希望がかなう社会を実現する。 |

### （２）施策展開

基本目標１　世界をリードし、発展し続ける国際都市・東京

基本目標２　誰もが希望を持ち、健やかで生き生きと暮らせる都市・東京

基本目標３　安全・安心で、将来にわたって持続可能な都市・東京

# 第２章　あきる野市人口ビジョン

# 第１節　あきる野市の人口の現状分析

## １　あきる野市の人口の状況

【　人口ピラミッド（平成 27（2015）年 10 月 1 日）　】

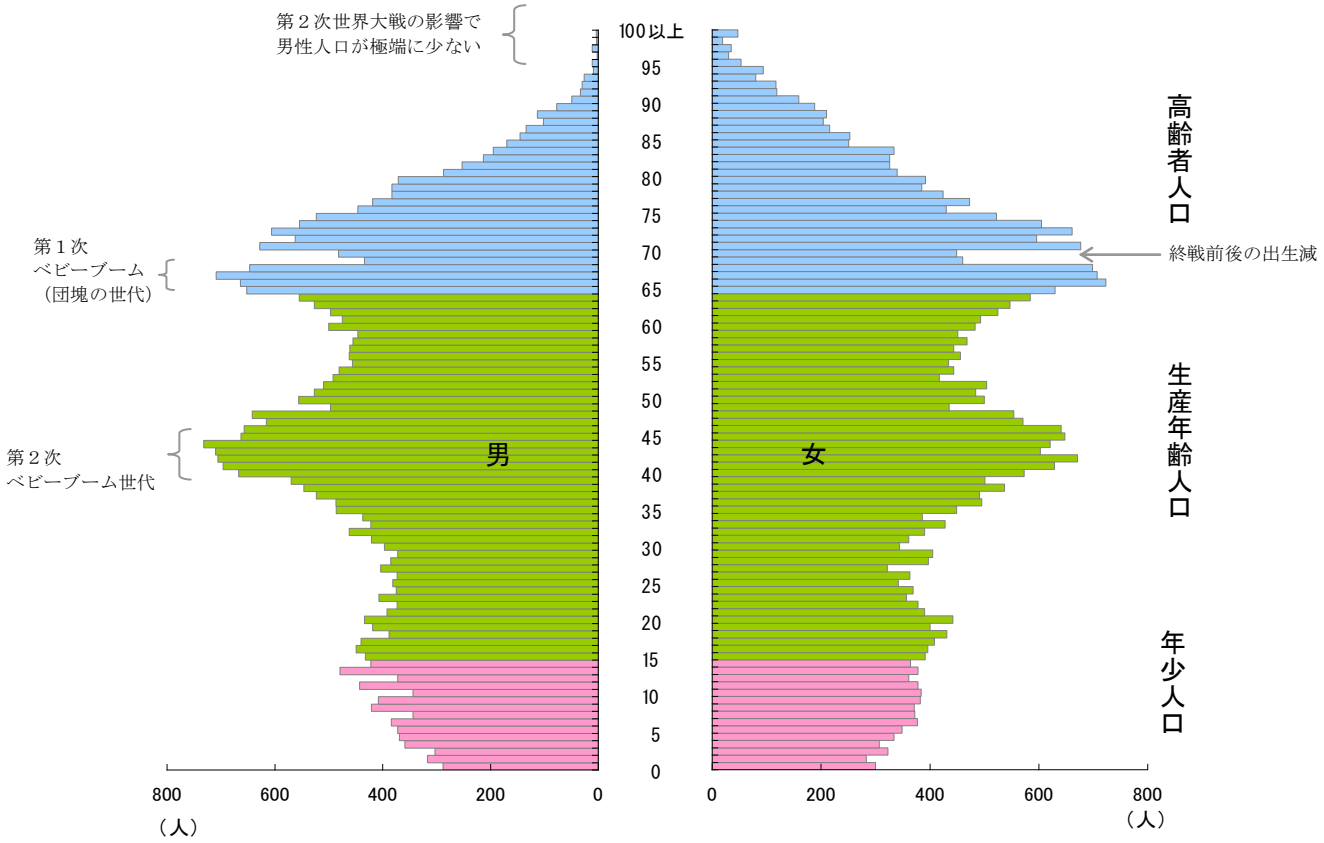


【　年齢３区分別人口構成の推移　】

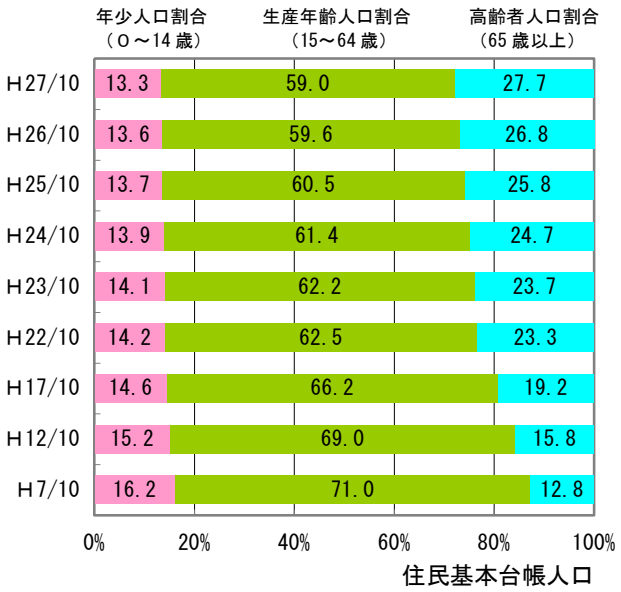


本市の人口ピラミッドは、二つの大きな膨らみがある「ひょうたん形」で、我が国の人口ピラミッドの形によく似ています。

年齢３区分別人口を見ると、少子高齢化が進行しています。

## 2　あきる野市の人口動態

【　自然動態の推移　】

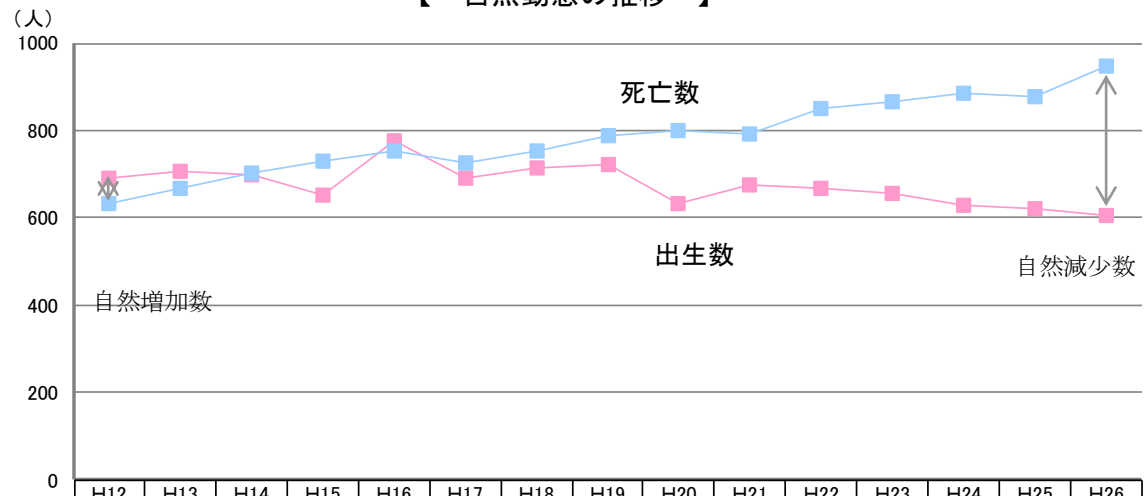


| | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出生数 | 692 | 707 | 699 | 651 | 775 | 690 | 714 | 722 | 631 | 674 | 667 | 656 | 629 | 621 | 606 |
| 死亡数 | 631 | 669 | 701 | 731 | 752 | 726 | 752 | 786 | 799 | 793 | 850 | 866 | 884 | 878 | 946 |

住民基本台帳人口

平成 17（2005）年以降、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向にあり、自然減少数が増加しています。

また、合計特殊出生率は平成 21（2009）年以降 1.4 強で推移し、平成 26（2014）年で 1.43 と国と同程度となっています。

【　合計特殊出生率の推移　】

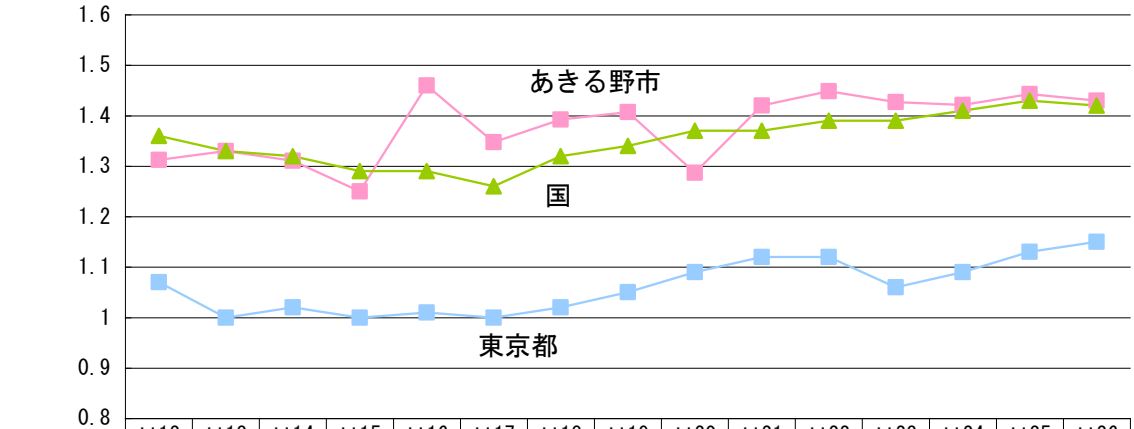


| | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| あきる野市 | 1.31 | 1.33 | 1.31 | 1.25 | 1.46 | 1.35 | 1.39 | 1.41 | 1.29 | 1.42 | 1.45 | 1.43 | 1.42 | 1.44 | 1.43 |
| 東京都 | 1.07 | 1.00 | 1.02 | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.02 | 1.05 | 1.09 | 1.12 | 1.12 | 1.06 | 1.09 | 1.13 | 1.15 |
| 国 | 1.36 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.26 | 1.32 | 1.34 | 1.37 | 1.37 | 1.39 | 1.39 | 1.41 | 1.43 | 1.42 |

厚生労働省人口動態統計・東京都人口動態統計年報

【　社会動態の推移　】

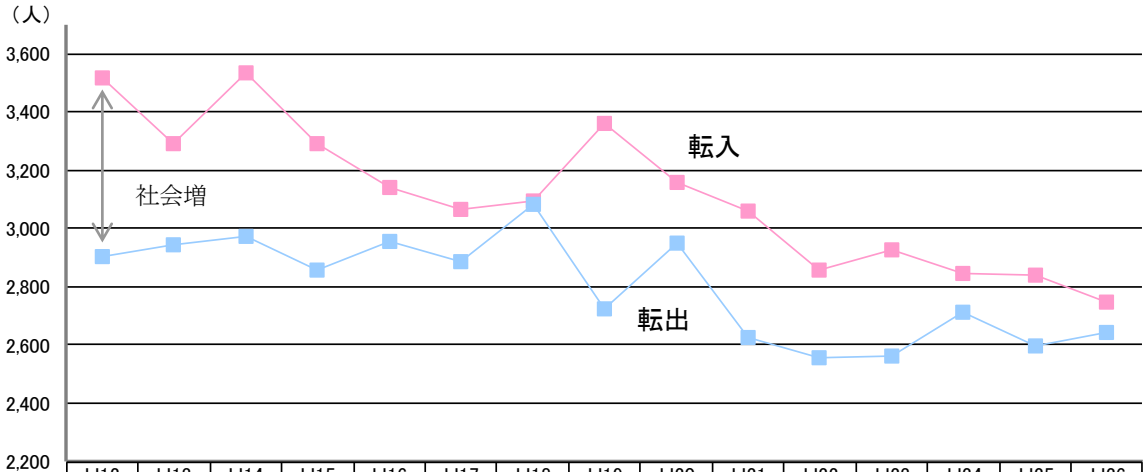


| | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 転入 | 3,515 | 3,289 | 3,534 | 3,293 | 3,143 | 3,066 | 3,094 | 3,364 | 3,158 | 3,059 | 2,857 | 2,926 | 2,845 | 2,840 | 2,749 |
| 転出 | 2,901 | 2,945 | 2,974 | 2,857 | 2,954 | 2,884 | 3,083 | 2,722 | 2,949 | 2,625 | 2,559 | 2,563 | 2,715 | 2,595 | 2,644 |

住民基本台帳人口

総人口の転入出数の推移については、転入数が転出数を上回る転入超過の状態で推移をしていますが、近年は、その傾向は小さくなっています。

一方で、直近の生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）の転入出数の推移をみると、平成 24（2012）年以降、転出数が転入数を上回り推移しています。

【　年齢階層別純社会動態の推移　】

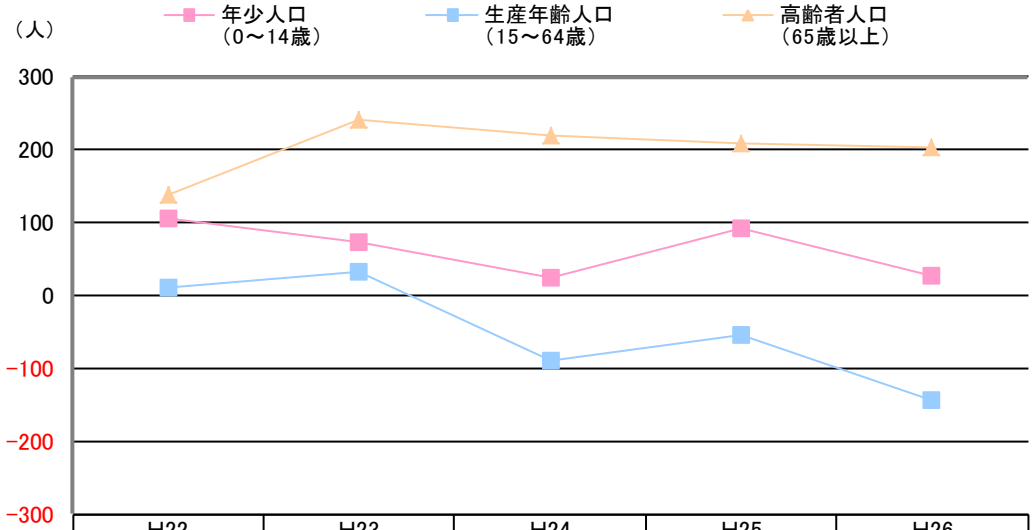


| | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|---|---|---|---|---|---|
| 年少人口（0～14歳） | 104 | 74 | 23 | 92 | 26 |
| 生産年齢人口（15～64歳） | 11 | 32 | −91 | −54 | −145 |
| 高齢者人口（65歳以上） | 139 | 242 | 219 | 208 | 203 |

総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

【　年齢階層別純人口移動数の推移　】

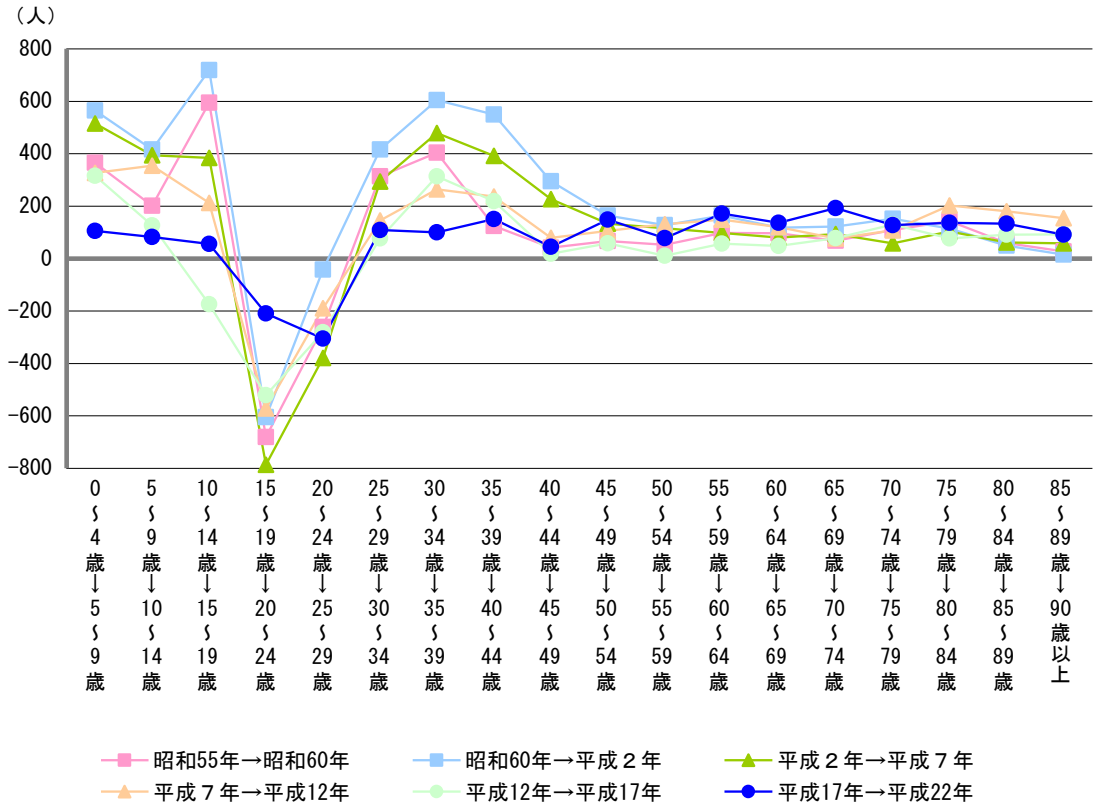


総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

15～19 歳→20～24 歳、20～24 歳→25～29 歳において、転出超過となっています。

【　あきる野市からの都内転出入の状況（平成 25（2013）年）　】

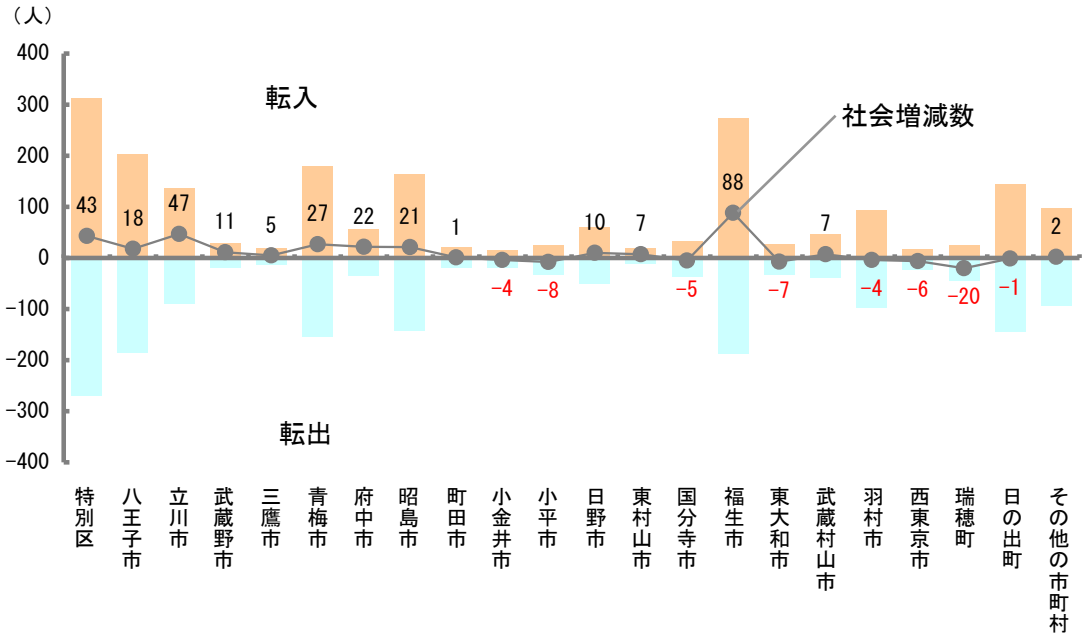


【　あきる野市からの都内転出入の状況（平成 26（2014）年）　】

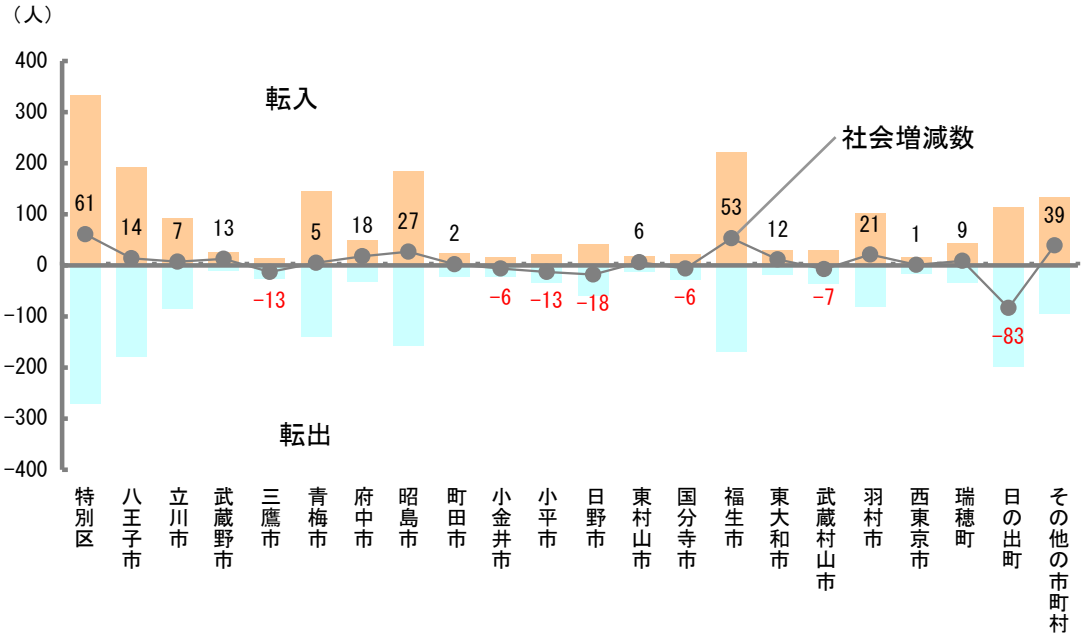


総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」

年によって差はあるものの、特別区、昭島市及び福生市からは、2 年連続 20 人以上の転入超過となっています。一方、平成 26（2014）年には、日の出町へ 83 人の転出超過となっています。

【　人口の増減率の比較（多摩 26 市）　】

| 順位 | 市名 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | | 順位 | 市名 | 平成 27 年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 実数（人） | 実数（人） | 対平成 17 年増減率（%） | | | 実数（人） | 対平成 17 年増減率（%） |
| 1 | 稲城市 | 74,786 | 82,029 | 9.68% | 1 | 稲城市 | 85,479 | 4.21% |
| 2 | 武蔵村山市 | 66,226 | 70,075 | 5.81% | 2 | 武蔵野市 | 139,658 | 3.56% |
| 3 | 府中市 | 233,178 | 244,834 | 5.00% | 3 | 小金井市 | 115,389 | 3.52% |
| 4 | 調布市 | 208,170 | 216,739 | 4.12% | 4 | 東大和市 | 85,088 | 3.01% |
| 5 | 東村山市 | 144,381 | 150,026 | 3.91% | 5 | 日野市 | 178,414 | 2.44% |
| 6 | 三鷹市 | 170,327 | 176,986 | 3.91% | 6 | 狛江市 | 78,078 | 2.39% |
| 7 | 町田市 | 402,075 | 417,358 | 3.80% | 7 | 府中市 | 250,274 | 2.22% |
| 8 | 国分寺市 | 112,321 | 116,317 | 3.56% | 8 | 西東京市 | 195,028 | 1.88% |
| 9 | 西東京市 | 185,140 | 191,421 | 3.39% | 9 | 調布市 | 220,558 | 1.76% |
| 10 | 立川市 | 168,828 | 174,458 | 3.33% | 10 | 小平市 | 182,835 | 1.73% |
| 11 | 八王子市 | 534,978 | 551,901 | 3.16% | 11 | 武蔵村山市 | 70,933 | 1.22% |
| 12 | 東大和市 | 80,120 | 82,605 | 3.10% | 12 | 三鷹市 | 179,134 | 1.21% |
| 13 | 日野市 | 169,178 | 174,169 | 2.95% | 13 | 国分寺市 | 117,648 | 1.14% |
| 14 | 多摩市 | 141,940 | 145,682 | 2.64% | 14 | 町田市 | 421,746 | 1.05% |
| 15 | 昭島市 | 108,746 | 111,025 | 2.10% | 15 | 清瀬市 | 73,297 | 0.77% |
| 16 | 武蔵野市 | 132,179 | 134,862 | 2.03% | 16 | 立川市 | 175,792 | 0.76% |
| 17 | 小平市 | 176,486 | 179,717 | 1.83% | 17 | 国立市 | 73,244 | 0.40% |
| 18 | 小金井市 | 109,480 | 111,465 | 1.81% | 18 | 八王子市 | 553,097 | 0.22% |
| 19 | あきる野市 | 79,996 | 81,143 | 1.43% | 19 | 東久留米市 | 114,794 | -0.01% |
| 20 | 羽村市 | 55,213 | 55,934 | 1.31% | 20 | あきる野市 | 81,047 | -0.12% |
| 21 | 国立市 | 72,101 | 72,955 | 1.18% | 21 | 多摩市 | 145,439 | -0.17% |
| 22 | 清瀬市 | 72,135 | 72,734 | 0.83% | 22 | 昭島市 | 110,535 | -0.44% |
| 23 | 狛江市 | 75,644 | 76,255 | 0.81% | 23 | 東村山市 | 149,157 | -0.58% |
| 24 | 東久留米市 | 114,539 | 114,807 | 0.23% | 24 | 羽村市 | 55,429 | -0.90% |
| 25 | 青梅市 | 139,521 | 138,162 | -0.97% | 25 | 青梅市 | 135,598 | -1.86% |
| 26 | 福生市 | 59,473 | 58,122 | -2.27% | 26 | 福生市 | 55,841 | -3.92% |
| 市部合計 | | 3,887,161 | 4,001,781 | 2.95% | 市部合計 | | 4,043,532 | 1.04% |

東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年１月１日現在）」（日本人のみ）

平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にかけては、人口の増減率が 1.43%であり、人口が増加しています。一方で、平成 22（2010）年から平成 27（2015）年にかけては、人口の増減率が-0.12%であり、人口が減少しています。

【　婚姻数の推移　】

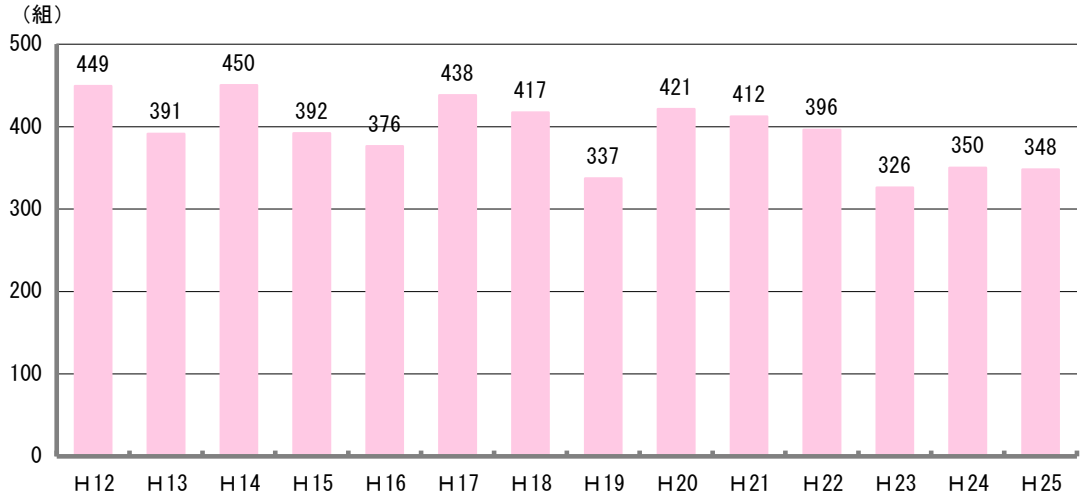


東京都統計年鑑

婚姻数は、年によって差はありますが、減少傾向となっています。

未婚率を見ると、平成 22（2010）年において男性で 31.8%、女性で 22.2%となっています。未婚率は低下していますが、晩婚化が進んでいます。

【　未婚率の推移（男性）　】

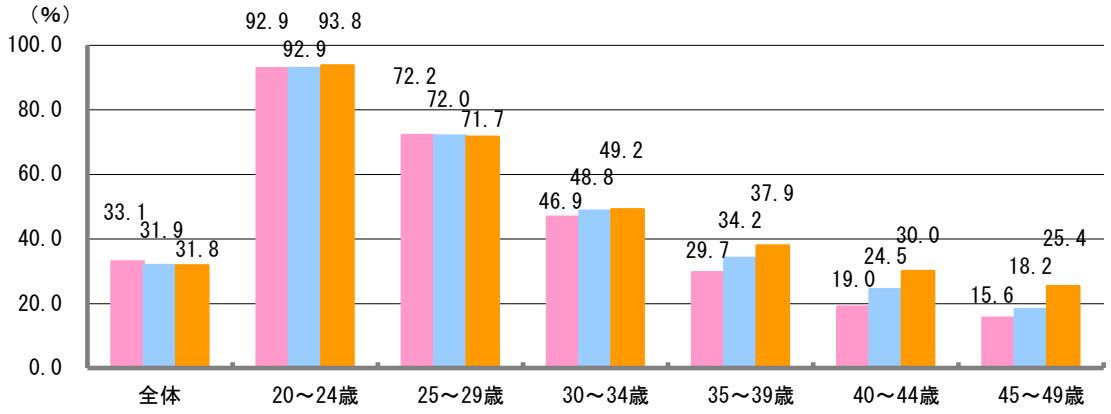


【　未婚率の推移（女性）　】

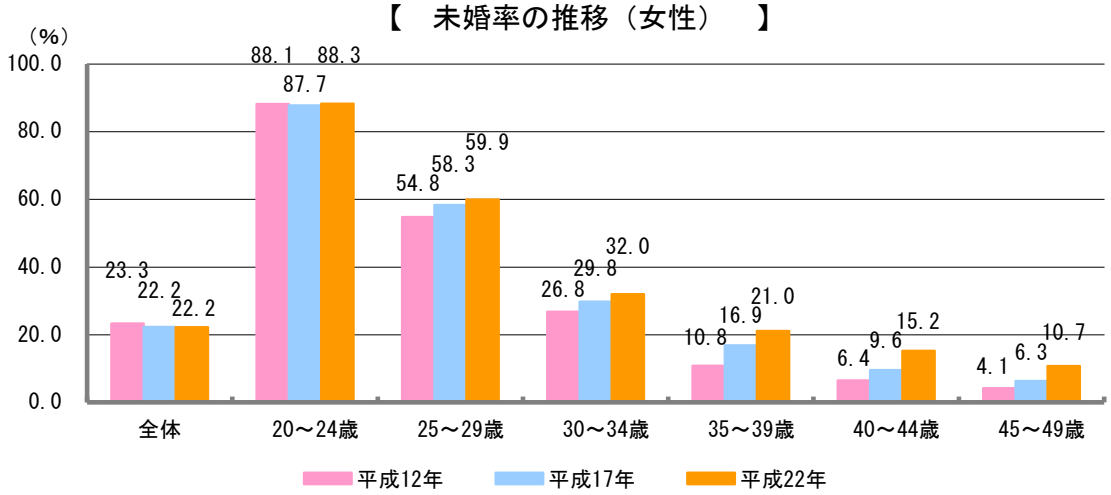


国勢調査

## 3　あきる野市の産業構造

【　産業別就業者の推移　】

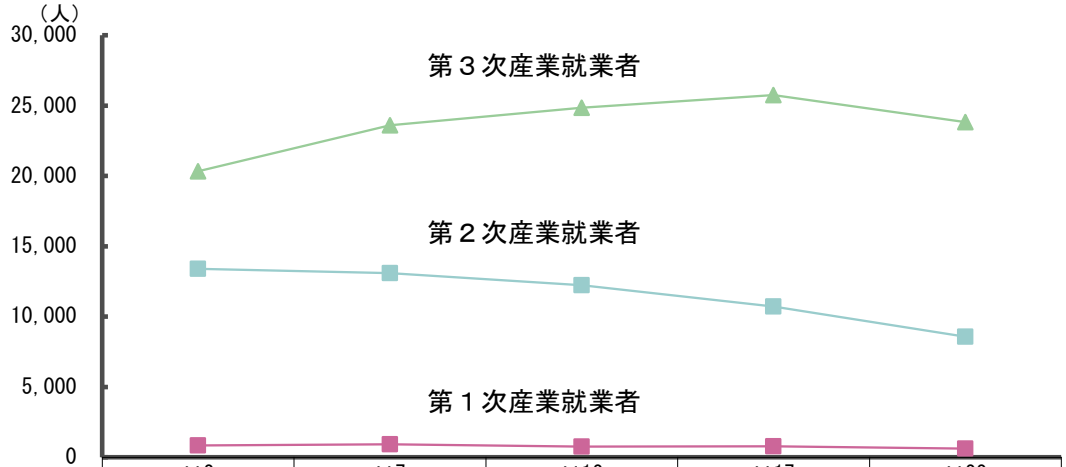


| | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１次産業就業者 | 833 | 911 | 751 | 773 | 613 |
| 第２次産業就業者 | 13,389 | 13,082 | 12,223 | 10,706 | 8,577 |
| 第３次産業就業者 | 20,320 | 23,598 | 24,843 | 25,748 | 23,829 |

国勢調査

第３次産業の就業者は、平成 17（2005）年まで増加傾向にありましたが、平成 22（2010）年では減少しています。就業者の構成比は、第２次産業の就業者割合が全国平均や多摩 26 市平均よりも高くなっています。

【　産業別就業者構成比（平成 22（2010）年）　】

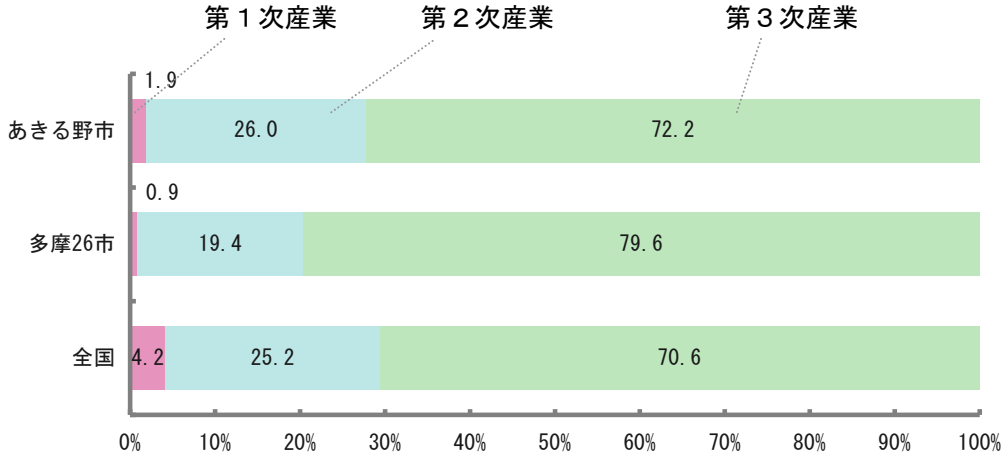


国勢調査

男女別産業大分類別就業者を見ると、男性では「製造業」、女性では「医療、福祉」「卸売業、小売業」が圧倒的に多くなっています。

「医療、福祉」「生活関連サービス業、娯楽業」では、男女とも特化係数*1 が1.10を超えています。

【　男女別産業大分類別就業者　】

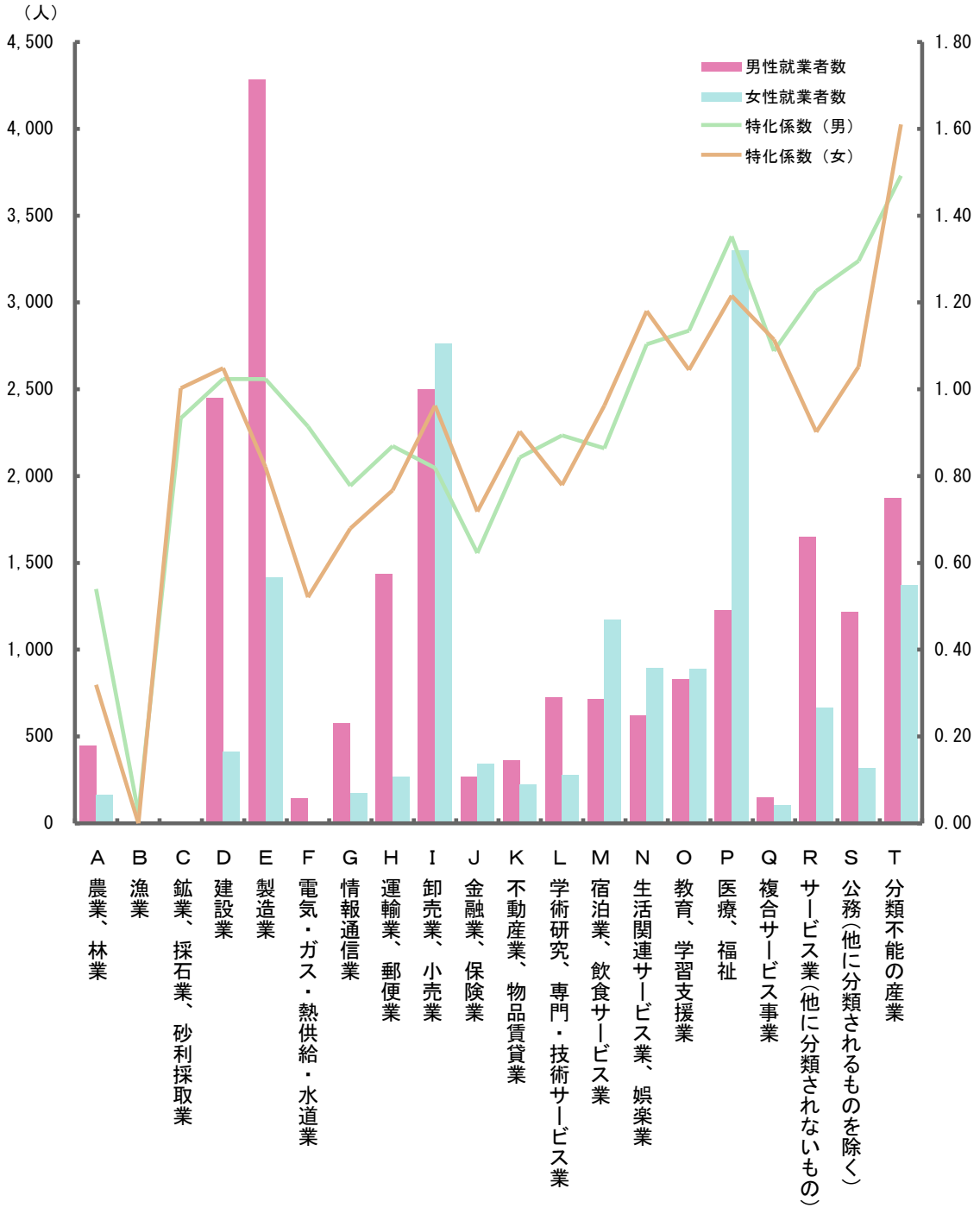


平成22（2010）年国勢調査

*1　特化係数　域内のある産業の従業者比率を全国の同産業の従業者比率と比較したもの。1.0を超えていれば、当該産業が全国に比べて相対的に集積し、就業面で特化している産業とされる。

# 第2節　将来人口の展望

## 1　国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（参考）

### （1）推計期間

・　平成52（2040）年までの５年ごとの推計です。

### （2）推計方法

５歳以上の年齢階級の推計においては、コーホート要因法*2を使用します。

本推計においては、以下の基準人口、将来の生残率*3、将来の純移動率*4、将来の子ども女性比*5、将来の0-4歳性比*6を設定しています。

ア　基準人口

平成22（2010）年国勢調査による基準人口を用いています。

イ　将来の生残率

「日本の将来推計人口（平成24（2012）年１月推計）」（出生中位・死亡中位*7仮定）から得られる全国の男女・年齢別生残率を設定しています。

ウ　将来の純移動率

原則として、平成17（2005）年から22（2010）年までに観察された市区町村別・男女年齢別純移動率を平成27（2015）年から32（2020）年まで定率で縮小させ、それ以降の期間については、縮小させた値を一定とする仮定値を設定しています。

エ　将来の子ども女性比

各市区町村の子ども女性比には市区町村間で明らかな差が存在するため、平成22（2010）年の全国の子ども女性比と各市区町村の子ども女性比との較差を取り、その値を平成27（2015）年以降平成52（2040）年まで一定として市区町村ごとに仮定値を設定しています。

*2　コーホート要因法　ある年の男女・年齢別人口を基準として、コーホート（「25～29歳」などの同一期間に生まれた人の集団）ごとの人口動態率や移動率などの仮定値を当てはめて人口を推計する方法のこと。
*3　生残率　ある年齢の人口が、5年後の年齢になるまで生き残る確率のこと。
*4　純移動率　ある地域人口に対する他地域間との転入超過数の割合のこと。転入超過数＝転入者数―転出者数
*5　子ども女性比　15～49歳女性人口に対する0～4歳人口の割合のこと。
*6　0-4歳性比　0～4歳女性人口に対する0～4歳男性人口の割合のこと。
*7　出生中位・死亡中位　国立社会保障・人口問題研究所の人口推計における出生率及び死亡率の仮定値のことで、低位、中位、高位のもののうち、それぞれ中位の出生率及び中位の死亡率の仮定値のこと。

オ　将来の 0-4 歳性比

「日本の将来推計人口（平成 24（2012）年 1 月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）により算出された全国の平成 27（2015）年以降、平成 52（2040）年までの 0-4 歳性比を各年次の仮定値とし、全自治体の 0-4 歳推計人口に一律に設定しています。

## （3）総人口・年齢区分別人口の推計

- 平成 22（2010）年国勢調査を基本とした平成 25（2013）年 3 月発表の国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の数値を用い、将来人口を推計しています。

【　総人口・年齢区分別人口の推計　】

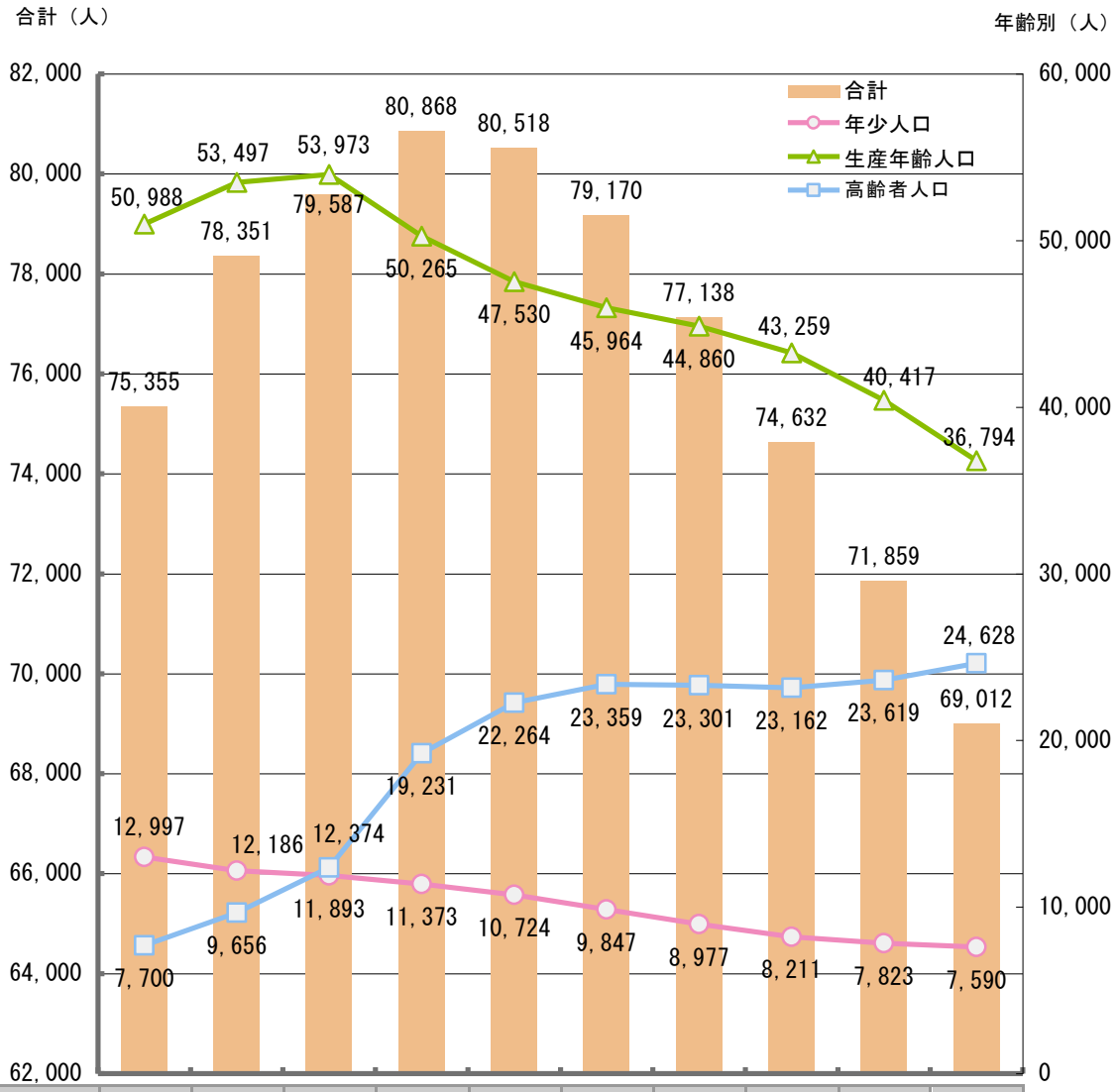


| | H7 年 | H12 年 | H17 年 | H22 年 | H27 年 | H32 年 | H37 年 | H42 年 | H47 年 | H52 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年少人口割合（0～14 歳） | 18.1% | 16.2% | 15.2% | 14.1% | 13.3% | 12.4% | 11.6% | 11.0% | 10.9% | 11.0% |
| 生産年齢人口割合（15～64 歳） | 70.9% | 71.0% | 68.9% | 62.2% | 59.0% | 58.1% | 58.2% | 58.0% | 56.2% | 53.3% |
| 高齢者人口割合（65 歳以上） | 10.7% | 12.8% | 15.8% | 23.8% | 27.7% | 29.5% | 30.2% | 31.0% | 32.9% | 35.7% |

## 2　仮定値による人口推計

将来人口の設定をするに当たり、出生率が上昇した場合の仮定値を設定するなど、次の仮定に基づく人口の推計を行います。

### ①［社人研推計人口］

平成 22（2010）年国勢調査を基本とした平成 25（2013）年３月発表の社人研による人口の推計結果です。

### ②［①＋住民基本台帳人口により調整］

平成 27（2015）年の人口を住民基本台帳人口（以下「住基人口」という。）（平成 27（2015）年 10 月 1 日）を基に調整し、人口を推計したものです。

推計においては、コーホート変化率法*7 を使用しています。

### ③［②＋出生率上昇］

合計特殊出生率の国の目標値を勘案し、平成 32（2020）年 1.60、平成 42（2030）年 1.80、平成 52（2040）年 2.07 と仮定して人口を推計したものです。

### ④［③＋生産年齢人口の誘導］

生産年齢人口の誘導を図り、現在の社会増減の状態を平成 52（2040）年まで維持するものとして人口を推計したものです。

*7　コーホート変化率法　ある年の男女・年齢別人口を基準として、コーホート（「25～29 歳」などの同一期間に生まれた人の集団）の一定期間における人口増減を変化率として捉え、その変化率が将来にわたって維持されるものと仮定して人口を推計する方法のこと。また、0～4 歳の子ども人口は、15～49 歳女子人口との比率により算出する。

【　仮定値を用いた人口の推計　】

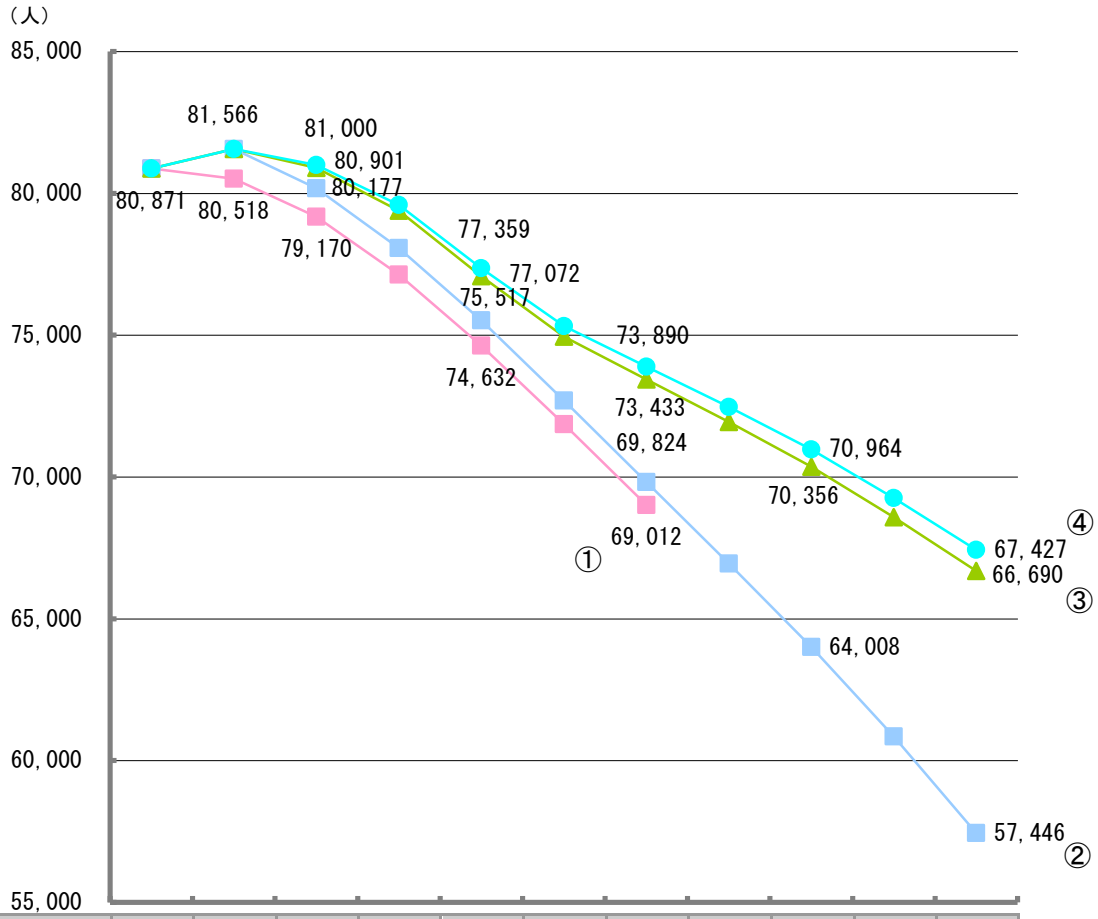


| | H22 年 | H27 年 | H32 年 | H37 年 | H42 年 | H47 年 | H52 年 | H57 年 | H62 年 | H67 年 | H72 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①［社人研推計人口］ | 80, 871 | 80, 518 | 79, 170 | 77, 138 | 74, 632 | 71, 859 | 69, 012 | | | | |
| ②［①＋住基人口により調整］ | 80, 871 | 81, 566 | 80, 177 | 78, 069 | 75, 517 | 72, 695 | 69, 824 | 66, 946 | 64, 008 | 60, 844 | 57, 446 |
| ③［②＋出生率上昇］ | 80, 871 | 81, 566 | 80, 901 | 79, 390 | 77, 072 | 74, 951 | 73, 433 | 71, 934 | 70, 356 | 68, 582 | 66, 690 |
| ④［③＋生産年齢人口の誘導］ | 80, 871 | 81, 566 | 81, 000 | 79, 585 | 77, 359 | 75, 323 | 73, 890 | 72, 468 | 70, 964 | 69, 254 | 67, 427 |

# 3　目指すべき将来人口の展望

## （1）アンケート調査結果の分析

本市では、総合戦略の各分野の目指すべき方向や関連する施策を検討する際の基礎資料とすることを目的に、平成 27（2015）年８月に、本市に住む 15 歳以上 40 歳未満の方から無作為抽出した若年者 1,000 人と、過去５年間に本市から転出した、又は転入してきた方で、住民票異動時に 20 歳以上であった方から無作為抽出したそれぞれ 1,000 人の合計 3,000 人を対象に、アンケート調査を実施しています。

本項目は、アンケートの調査項目ごとの結果を分析したものです。

### ア　結婚、子どもの人数について

問　あなたは今後、結婚したいと思いますか？（「結婚していたが現在は独身」「結婚していない」と回答した人にお聞きしました。）（若年者調査）

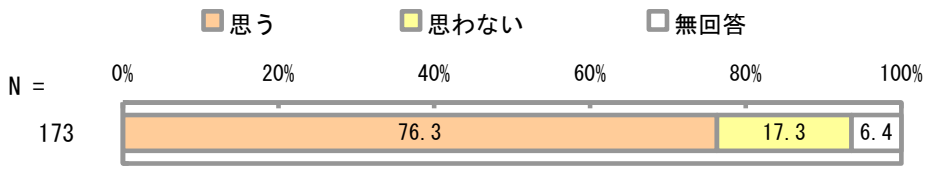


・未婚者のうち 76.3%の人に結婚願望があります。

問　あなたには何人のお子さんがいますか、又は子どもは何人持つつもりですか？（若年者調査）

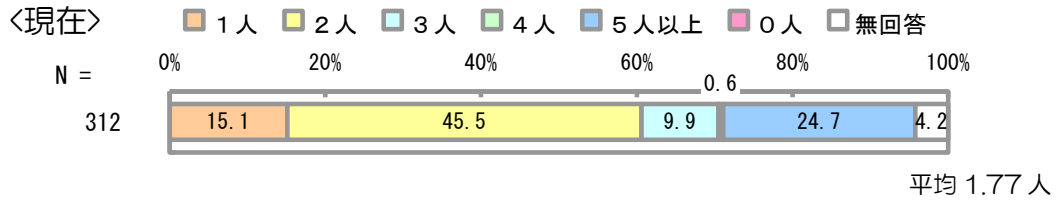


問　あなたの理想的な子どもの人数は何人ですか？（若年者調査）

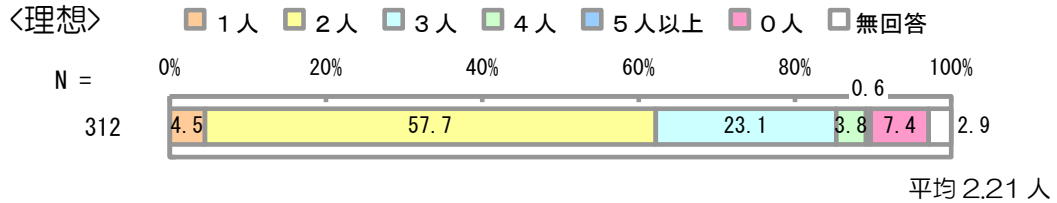


・現在の子どもの人数の平均が 1.77 人に対して、理想の子どもの人数の平均が 2.21 人と約 0.44 人多くなっています。

問　実際の子どもの数が、理想的な子どもの人数より少ないのはなぜですか？（現在のお子さんの人数が理想的な子どもの人数より少ない人にお聞きしました。）（若年者調査）

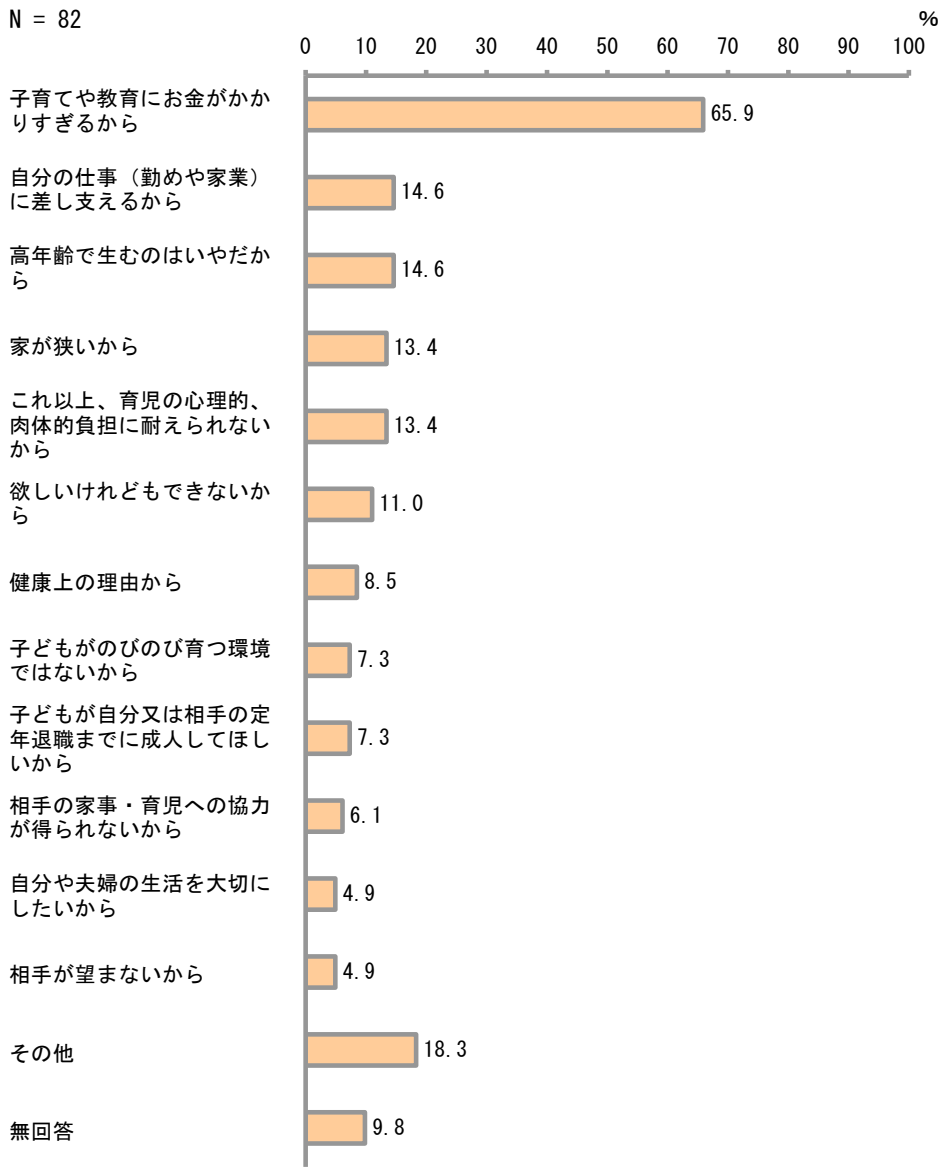


・実際の子どもの人数が、理想的な子どもの人数より少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」（65.9%）「自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから」（14.6%）「高年齢で生むのがいやだから」（14.6%）と答えた人の割合が高くなっています。

## イ　市のイメージについて

問　あなたがあきる野市に住んでいる理由は何ですか？（若年者調査）

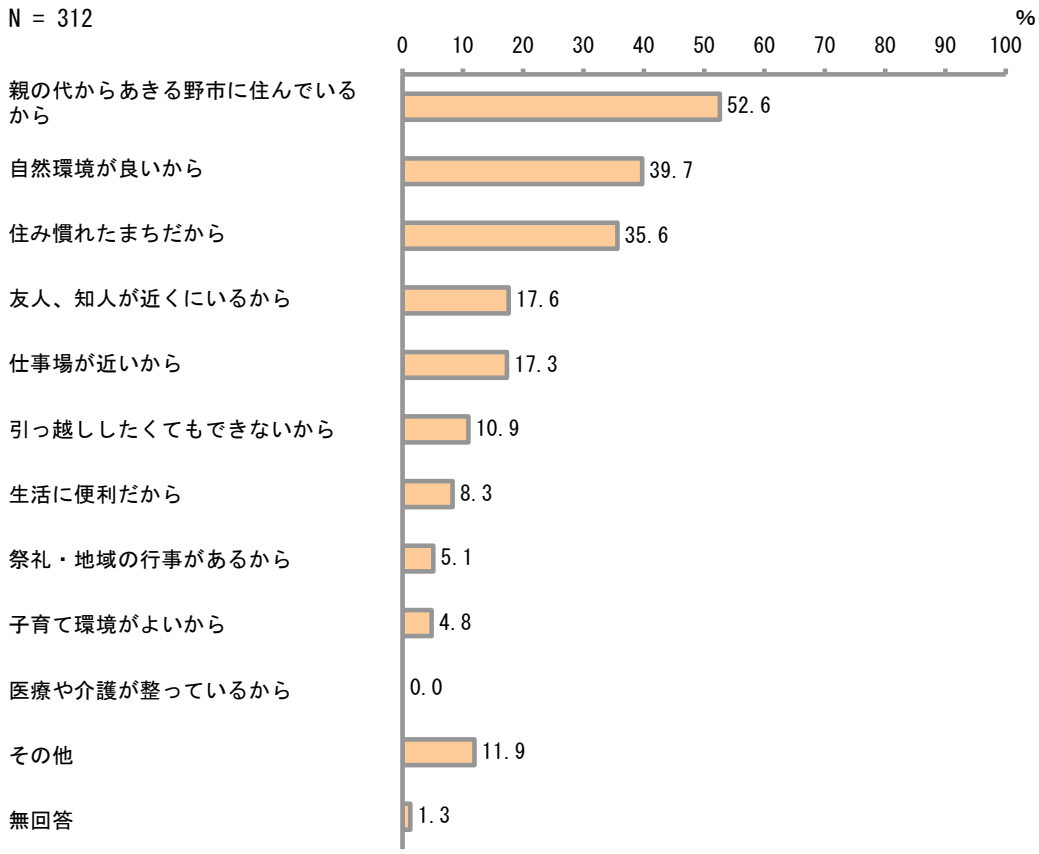


・あきる野市に住んでいる理由は、「親の代からあきる野市に住んでいるから」（52.6%）「自然環境が良いから」（39.7%）「住み慣れたまちだから」（35.6%）と答えた人の割合が高くなっています。

問　あなたは、あきる野市での暮らしにどの程度満足していますか。（若年者調査）

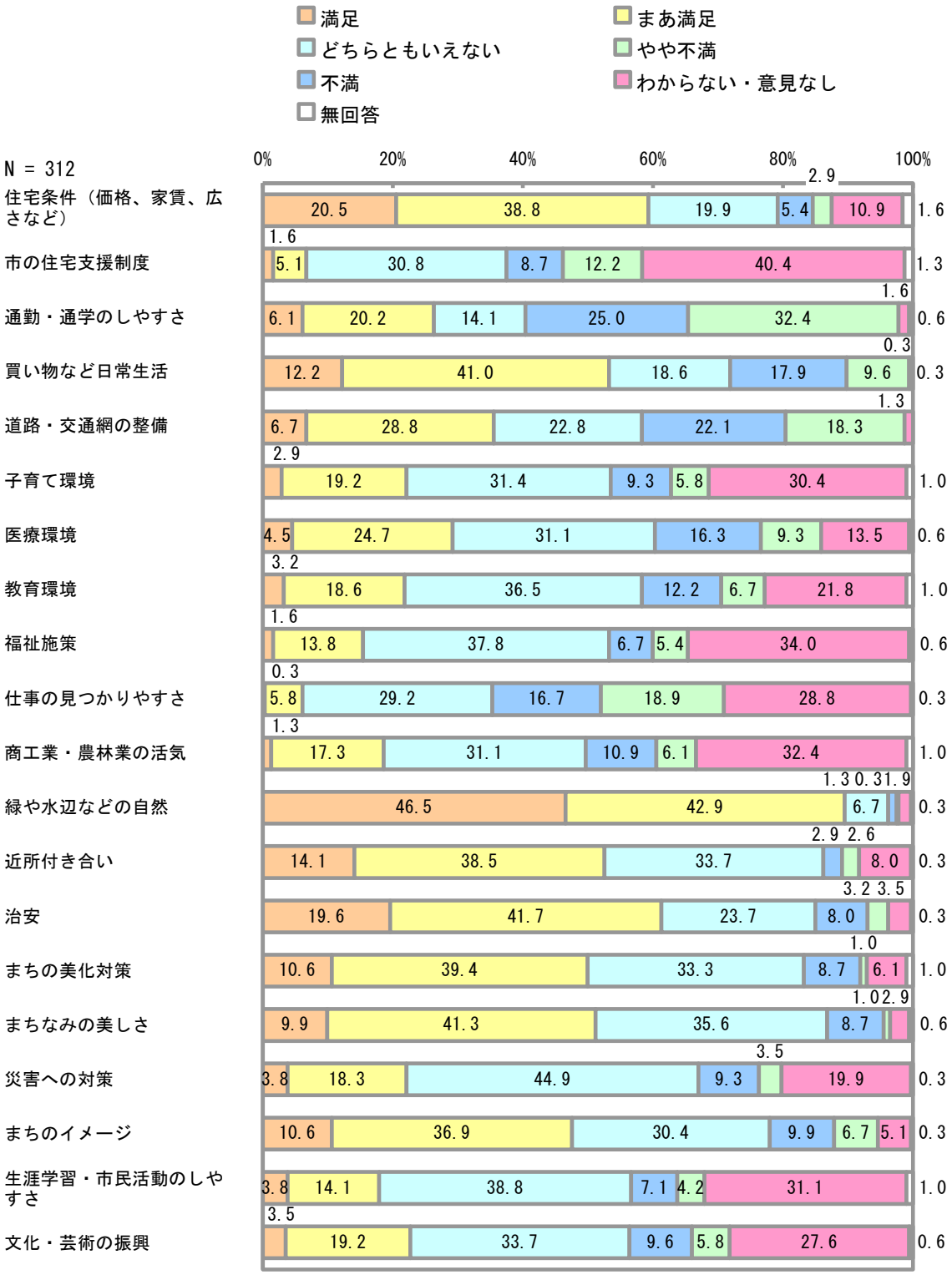


・あきる野市での暮らしについての満足度が高い項目は、「住宅条件（価格、家賃、広さなど）」（59.3%）「買い物など日常生活」（53.2%）「緑や水辺などの自然」（89.4%）「近所付き合い」（52.6%）「治安」（61.3%）「まちの美化対策」（50%）「まちなみの美しさ」（51.2%）となっています。

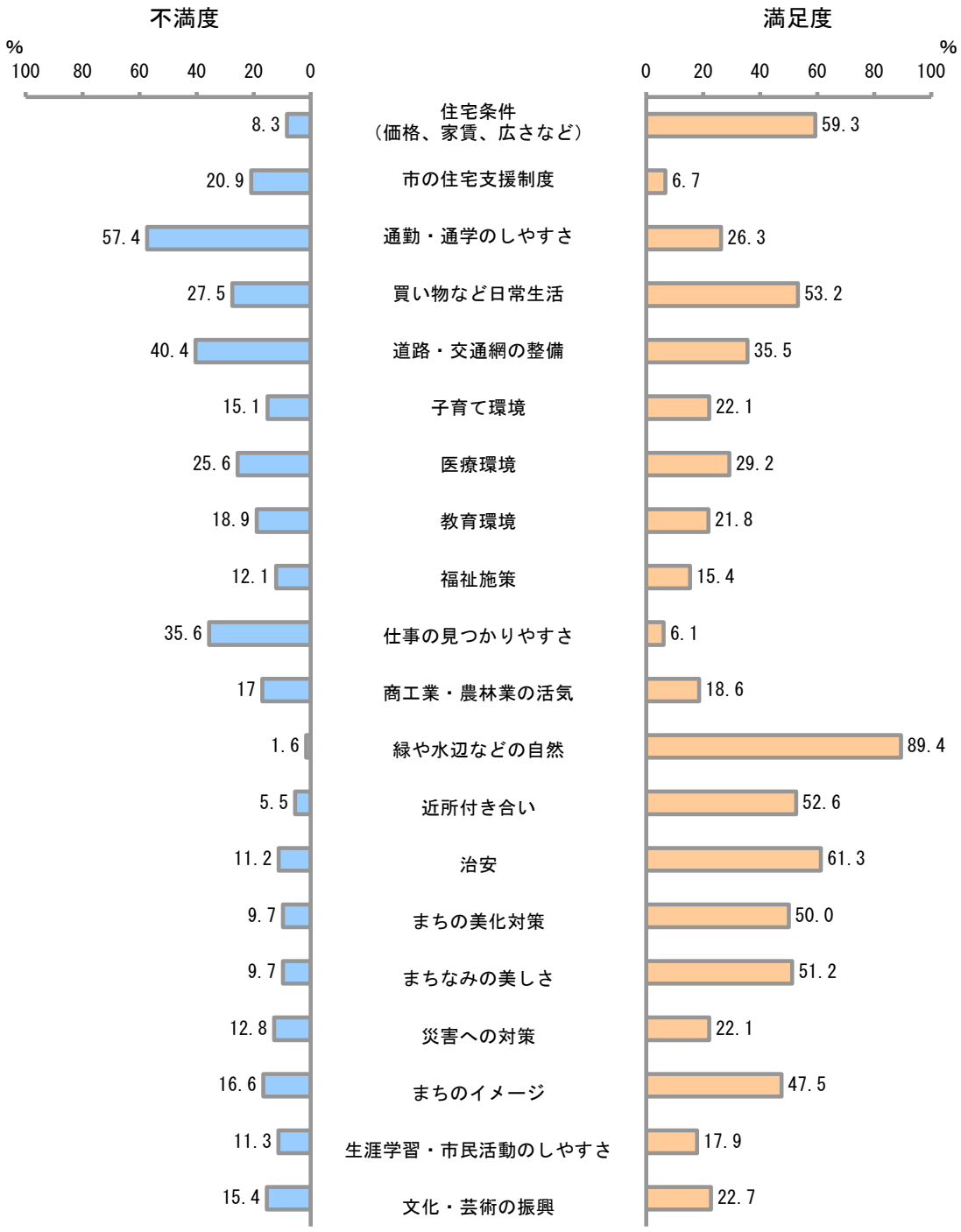
不満度
満足度
%
100 80 60 40 20 0
0 20 40 60 80 100
住宅条件（価格、家賃、広さなど） 8.3 59.3
市の住宅支援制度 20.9 6.7
通勤・通学のしやすさ 57.4 26.3
買い物など日常生活 27.5 53.2
道路・交通網の整備 40.4 35.5
子育て環境 15.1 22.1
医療環境 25.6 29.2
教育環境 18.9 21.8
福祉施策 12.1 15.4
仕事の見つかりやすさ 35.6 6.1
商工業・農林業の活気 17 18.6
緑や水辺などの自然 1.6 89.4
近所付き合い 5.5 52.6
治安 11.2 61.3
まちの美化対策 9.7 50.0
まちなみの美しさ 9.7 51.2
災害への対策 12.8 22.1
まちのイメージ 16.6 47.5
生涯学習・市民活動のしやすさ 11.3 17.9
文化・芸術の振興 15.4 22.7

問　あなたがあきる野市に住み続ける理由はありますか。（若年者調査）

・あきる野市に住み続ける理由は、「緑や水辺などの自然」（55.8%）と答えた人の割合が最も高く、次いで「住宅条件（価格、家賃、広さなど）」（28.2%）となっています。

問　あきる野市は住みやすいですか？（若年者調査）

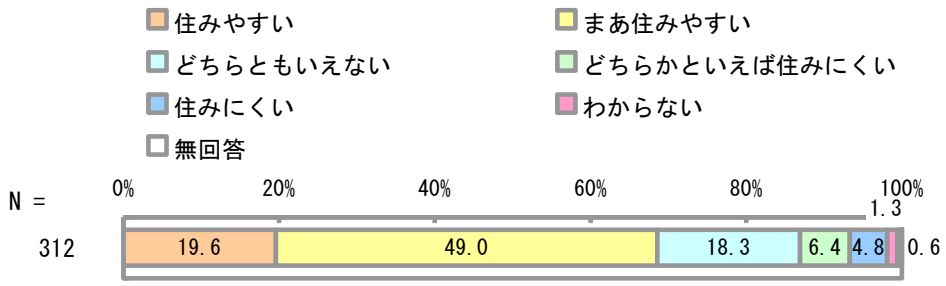


・あきる野市は住みやすいと答えた人が68.6%となっています。

問　あなたが転出することになった大きなきっかけは何ですか？（転出者調査）

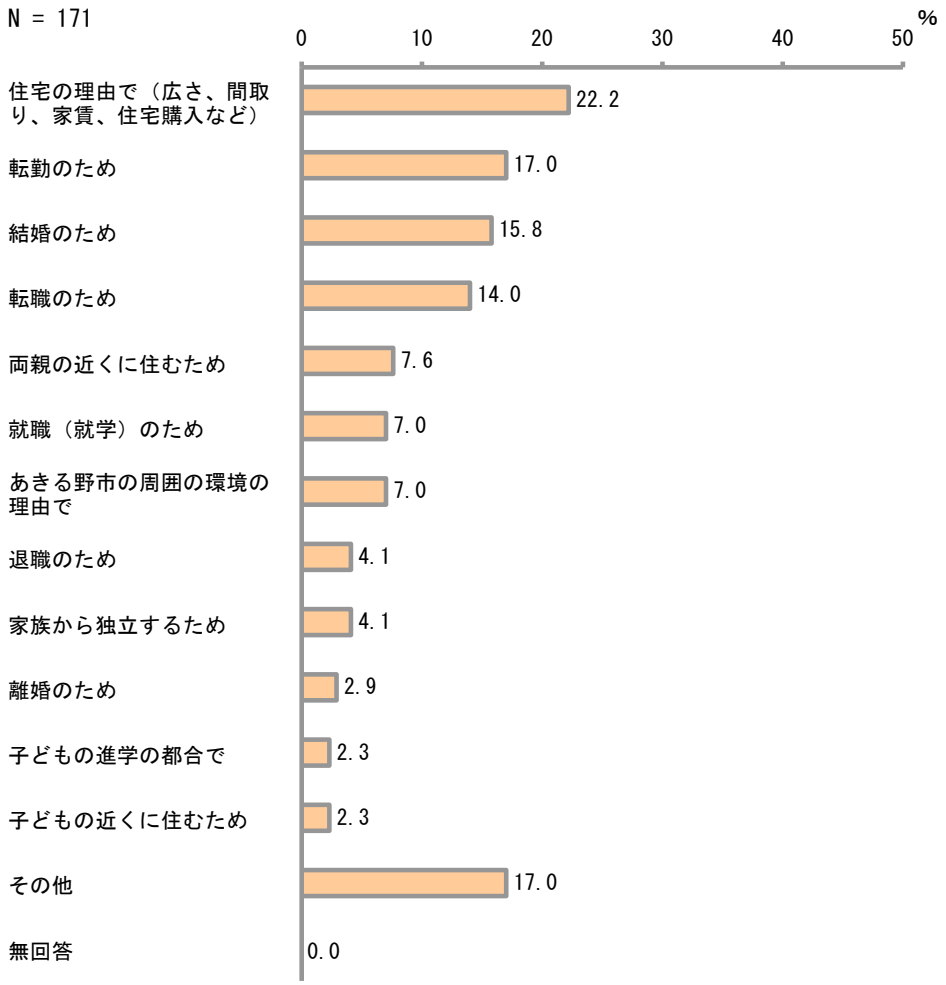


・転出することになった大きなきっかけは、「住宅の理由で（広さ、間取り、家賃、住宅購入など）」（22.2%）「転勤のため」（17%）「結婚のため」（15.8%）と答えた人の割合が高くなっています。

問　あきる野市を転出した理由は何ですか？（転出者調査）

・転出の理由は、「通勤・通学のしやすさ」（24.6%）と答えた人の割合が最も高くなっています。

問　あきる野市は住みやすかったでしょうか？（転出者調査）

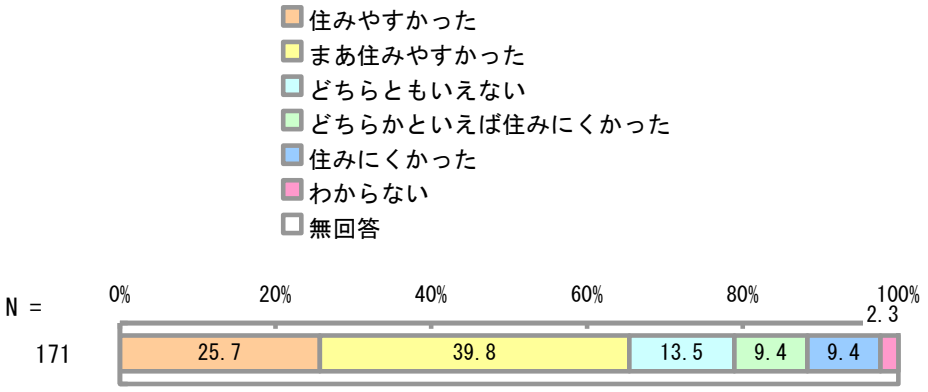


・あきる野市は住みやすかったと答えた人が65.5%となっています。

問　今回の転入により住宅（マンションを含む。）を購入しましたか？（転入者調査）

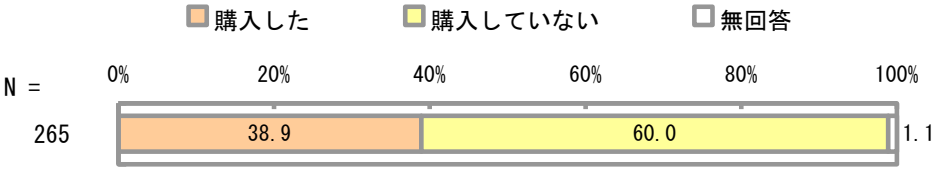


・転入により住宅（マンションを含む。）を購入した人が38.9%となっています。

問　転入するに当たって、どのような条件を重視しましたか。（転入者調査）

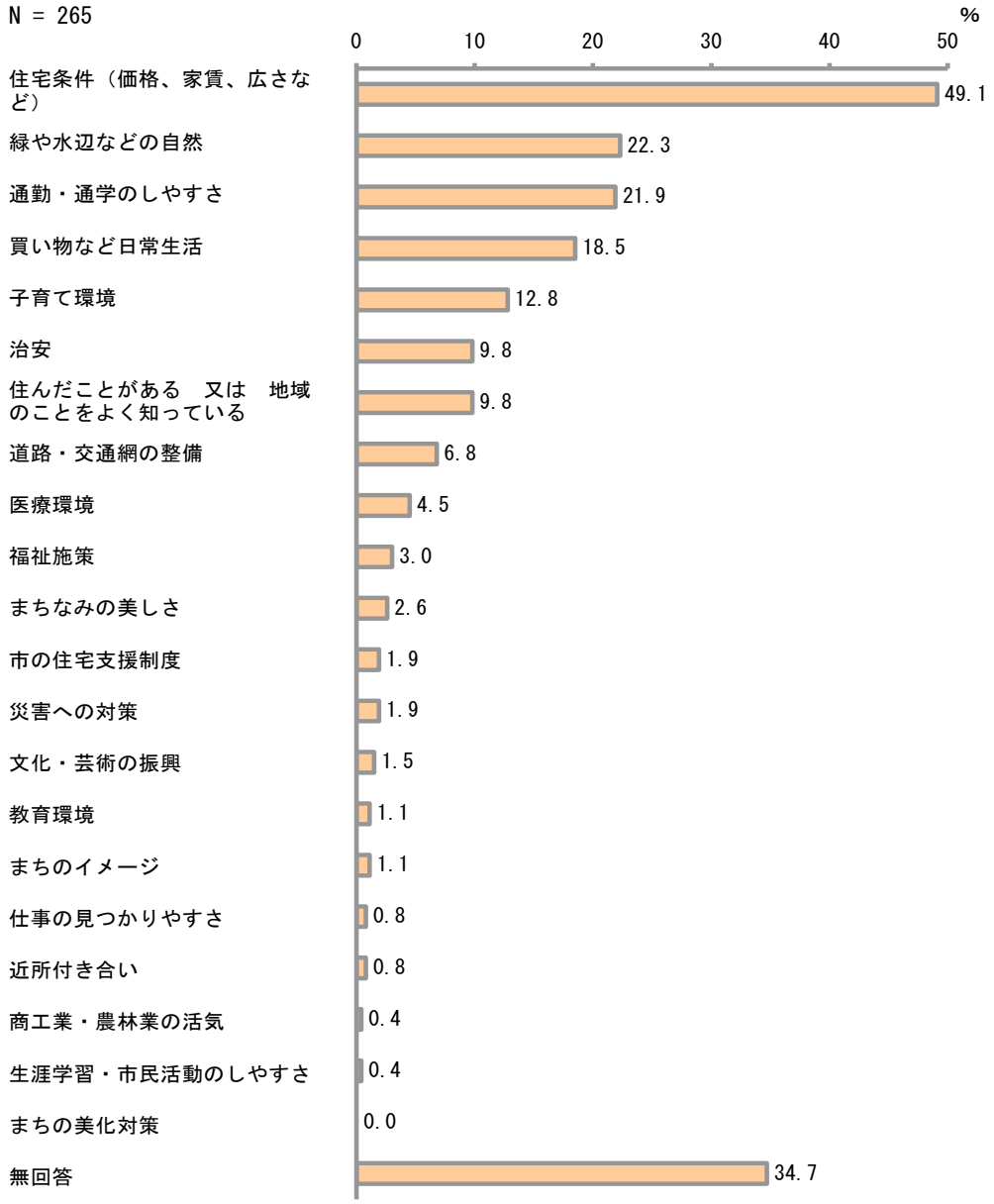


・転入の決め手は、「住宅条件（価格、家賃、広さなど）」（49.1%）「緑や水辺などの自然」（22.3%）「通勤・通学のしやすさ」（21.9%）と答えた人の割合が高くなっています。

問　あきる野市は住みやすいですか？（転入者調査）

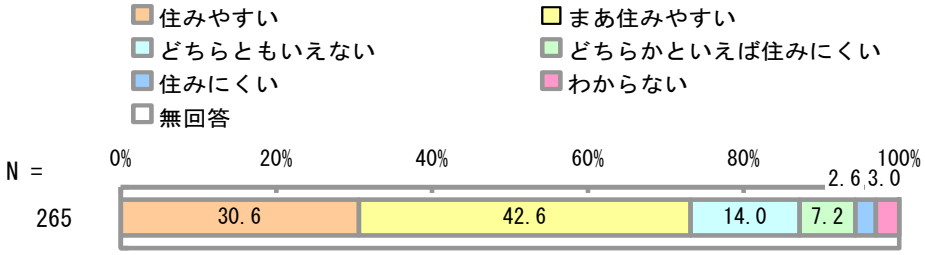


・あきる野市は住みやすいと答えた人が73.2%となっています。

## （2）あきる野市の人口の現状（まとめ）

○本市の人口は、平成 24（2012）年 9 月 1 日の住基人口 82,096 人をピークに減少傾向にあり、高齢化率については上昇し、一層、少子高齢化が進んでいます。

○平成 26（2014）年の本市の合計特殊出生率は 1.43 であり、国、東京都の水準を上回り推移し、東京都の区市の中で一番高い結果となっています。

○自然動態の推移については、平成 17（2005）年度以降、死亡数が出生数を上回って推移し、自然減少数が増加傾向にあります。

○社会動態の推移については、転入数が転出数を上回る転入超過の状態で推移をしている一方で、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）の転入出数の推移については、転出数が転入数を上回り推移しています。

○年齢階層別純人口移動数の推移は、15 歳から 29 歳までの階層において、転出超過となっています。

○若年者、転入者、転出者のいずれのアンケート調査結果からも、「あきる野市は住みやすいと思う」と答えた人の割合が、65.5%以上となっています。特に、転入者の回答に同意見が多く、73.2%の人が「住みやすいと思う」と回答しています。

○アンケート調査（若年者調査）の結果からは、未婚者の結婚願望のある人の割合が 76.3%と高くなっています。一方で、未婚率は減少しているものの、晩婚化が進んでいます。

## （3）目指すべき将来の方向

アンケート調査結果や人口動態の現状などから、安定した人口構成の維持や総人口の維持を目指していくため、目指すべき方向を次のように定めます。

**○若い世代が安心して妊娠・出産・子育て、そして働くことのできるまちづくりを進めること**

**○誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めること**

**○まちの魅力を高め、多くの人に知ってもらうことで、交流人口を確保し、活気あるまちづくりを進めること**

## （4）あきる野市の将来人口の長期的な展望

これらの現状等を踏まえ、出生率が上昇し、現在の社会動態の状況が維持される前提の下、第２章第２節２「仮定値による人口推計」（P23）における④［③＋生産年齢人口の誘導］の推計結果を本市の将来人口として設定し、後期基本計画の将来人口である平成 32（2020）年総人口の 81,000 人を達成するとともに、人口減少の急激な進行を抑制する長期的な展望を示します。

【　総人口・年齢区分別人口の推計（将来人口）　】

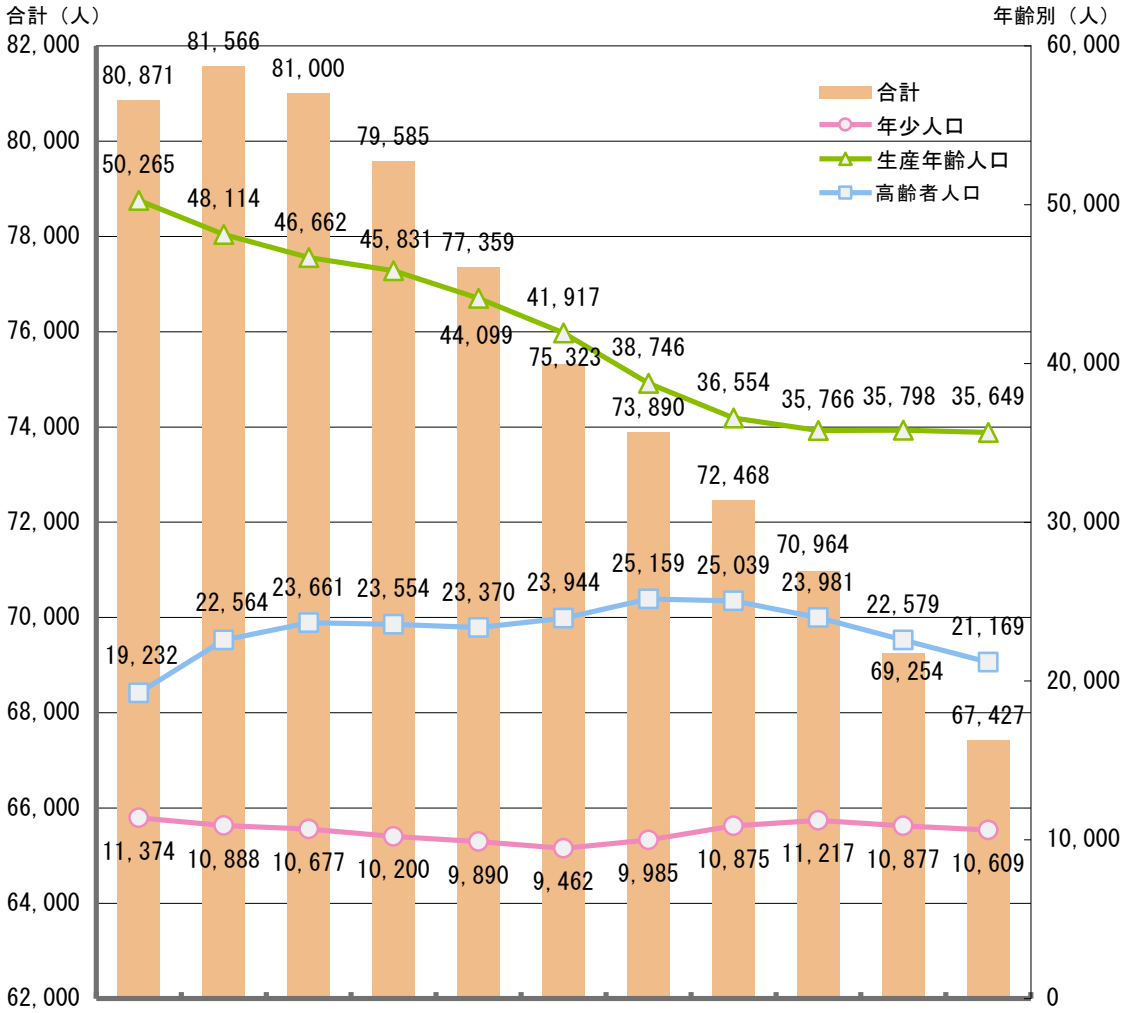


| | H22 年 | H27 年 | H32 年 | H37 年 | H42 年 | H47 年 | H52 年 | H57 年 | H62 年 | H67 年 | H72 年 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年少人口割合（０～14 歳） | 14.1% | 13.3% | 13.2% | 12.8% | 12.8% | 12.6% | 13.5% | 15.0% | 15.8% | 15.7% | 15.7% |
| 生産年齢人口割合（15～64 歳） | 62.2% | 59.0% | 57.6% | 57.6% | 57.0% | 55.6% | 52.4% | 50.4% | 50.4% | 51.7% | 52.9% |
| 高齢者人口割合（65 歳以上） | 23.8% | 27.7% | 29.2% | 29.6% | 30.2% | 31.8% | 34.0% | 34.6% | 33.8% | 32.6% | 31.4% |

※　人口構成の割合は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が 100%とならない場合がある。
※　平成 22（2010）年の人口及び人口構成の割合は、国勢調査の結果である。

【参考比較】

第２章第２節２「仮定値による人口推計」における推計結果を用いて、②［①＋住民基本台帳人口により調整］と将来人口として設定した④［③＋生産年齢人口の誘導］の人口ピラミッドの比較をしています。

【　人口ピラミッド（平成 32（2020）年）　】

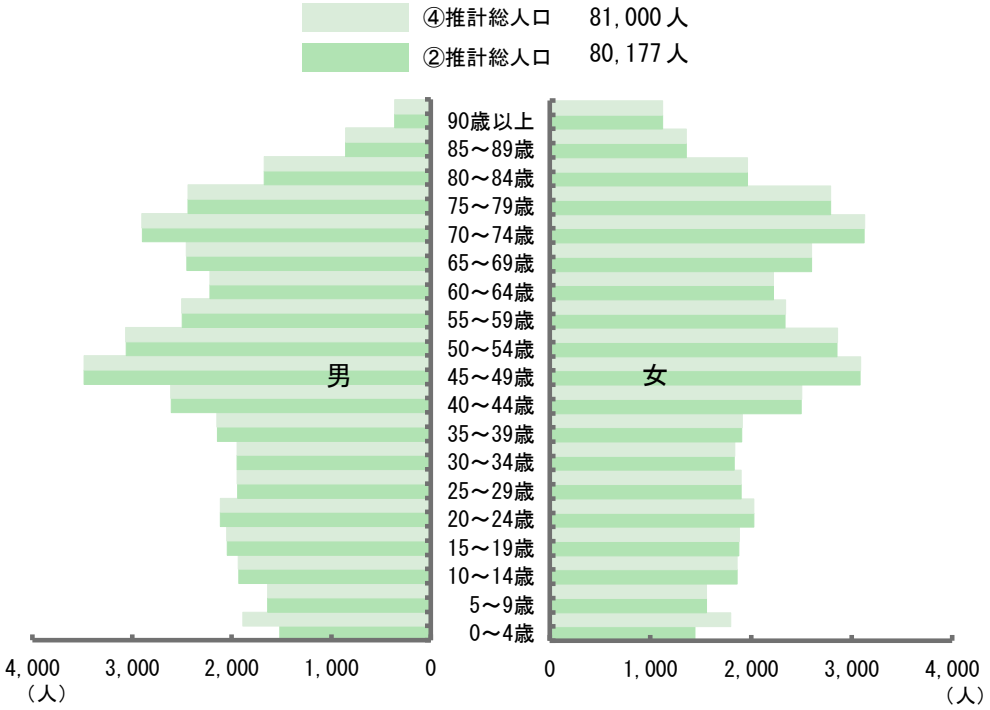


【　人口ピラミッド（平成 42（2030）年）　】

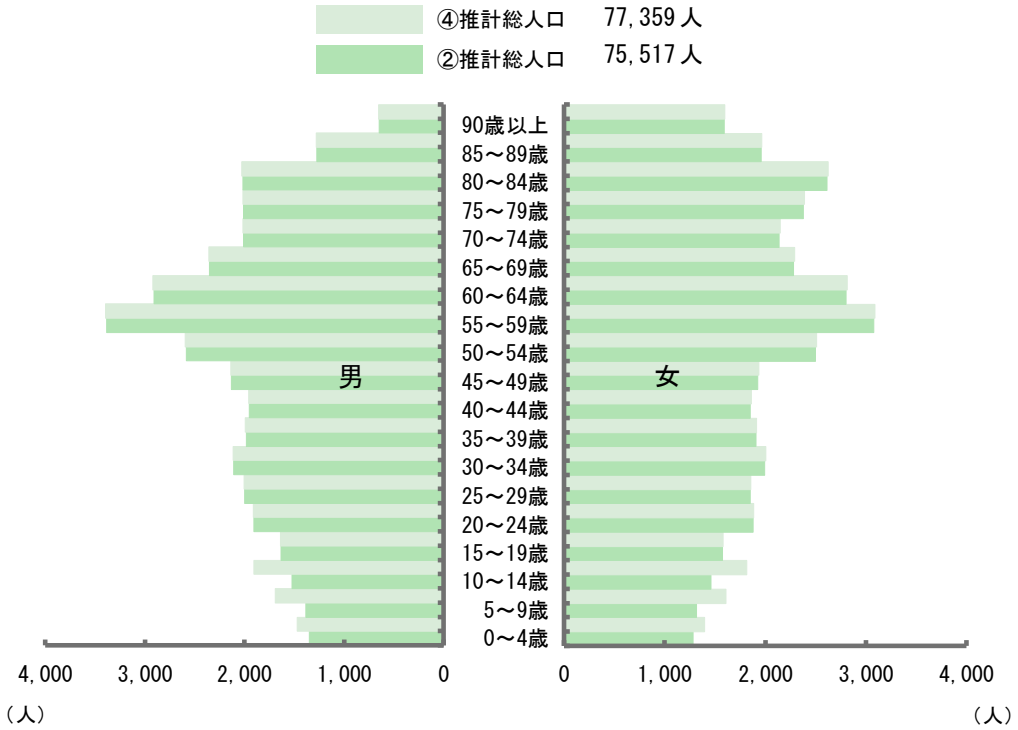

【　人口ピラミッド（平成 52（2040）年）　】

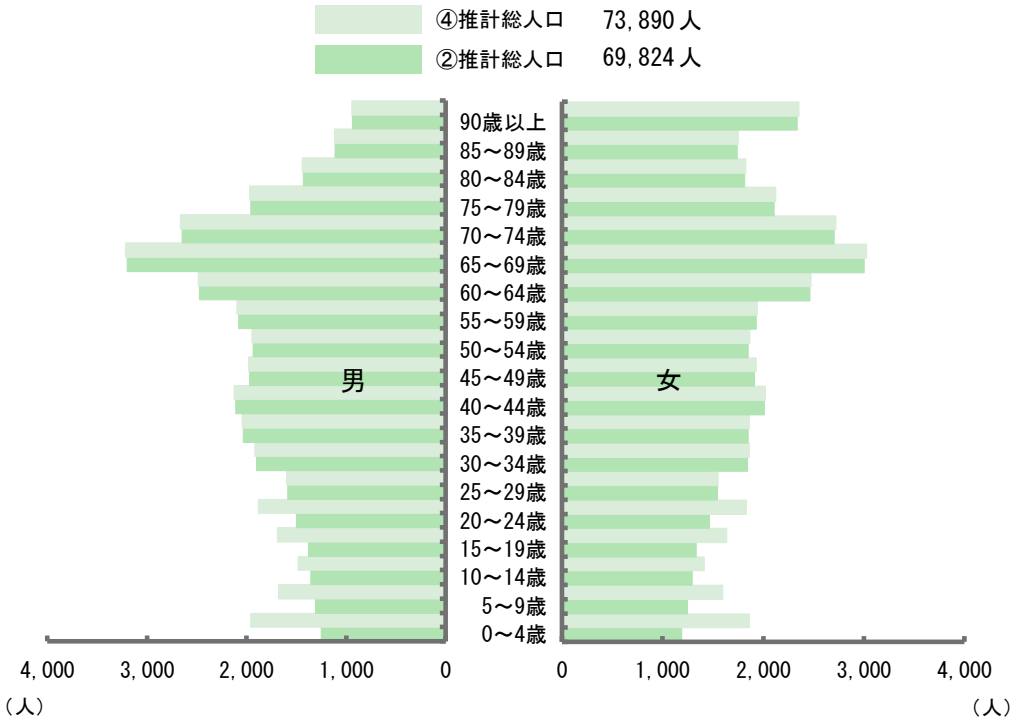


【　人口ピラミッド（平成 62（2050）年）　】

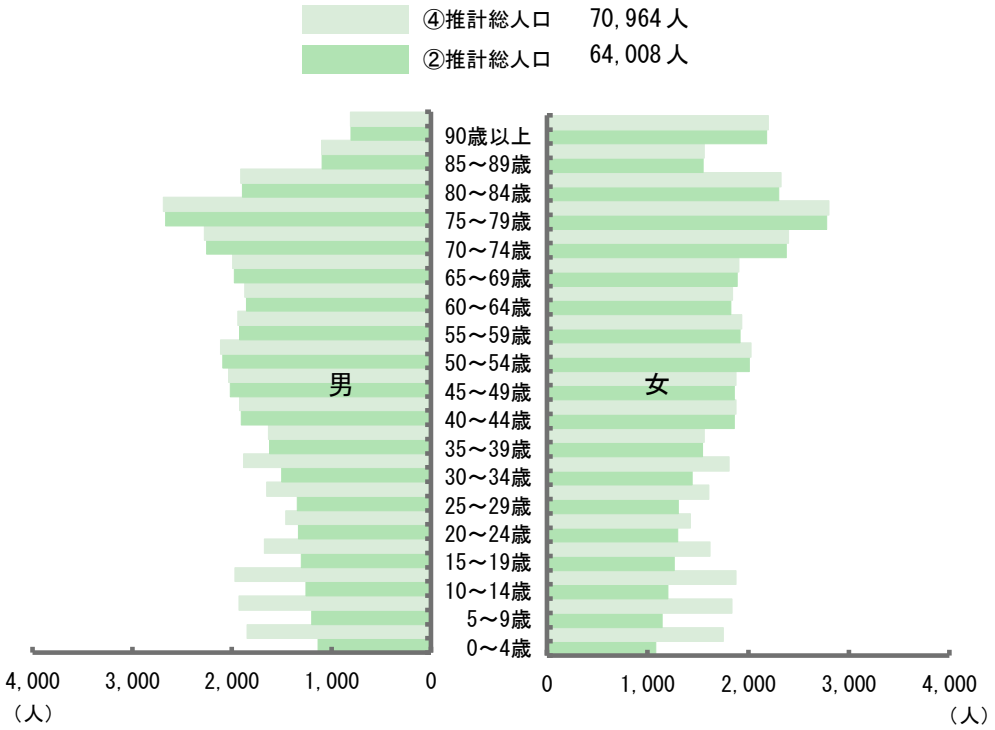

【　人口ピラミッド（平成 72（2060）年）　】

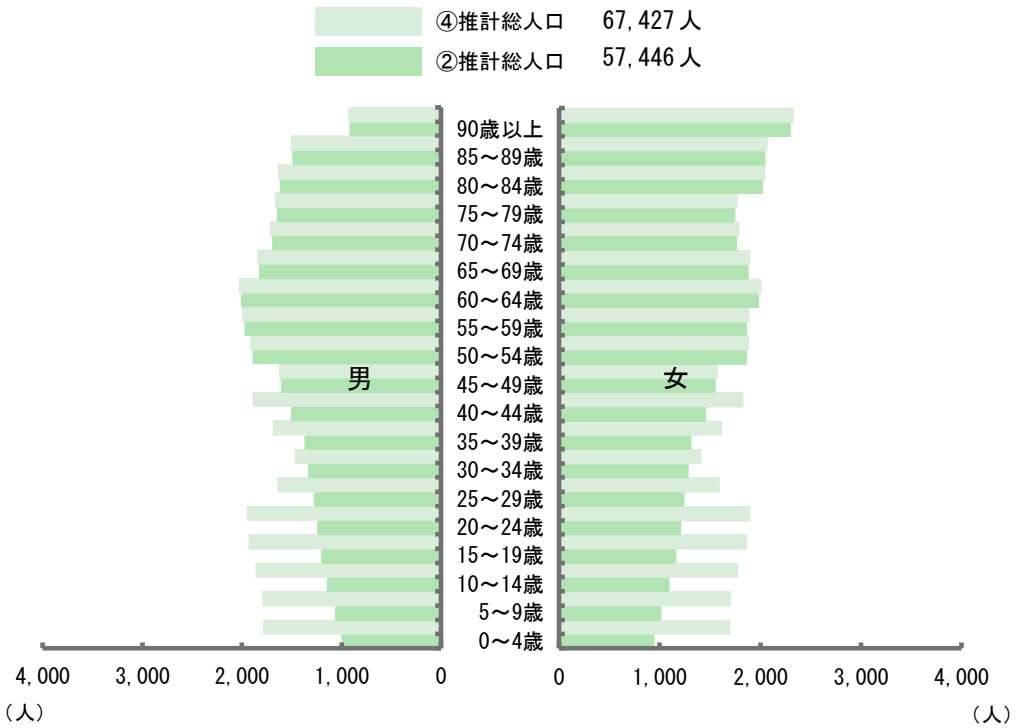

# 第３章　あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

# 第１節　基本的な考え方

## １　あきる野市総合戦略の考え方

人口ビジョンにおける将来人口の展望を見ると、今後、本市においても、人口減少や少子高齢化が進むことは明らかです。

このような中、創生法にある基本理念等の達成に向け、“あきる野市らしさ”に十分配慮し、また、それを強みとしたあきる野市総合戦略を策定していくことが肝要です。

このことから、これまでにあきる野市総合計画に基づき取り組んできたことを踏まえつつ、今回展望した人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向などを捉えて、本市の目指すべき基本理念・基本目標を設定し、施策を体系化して、あきる野市総合戦略を組み立てます。

## ２　基本理念・基本目標の設定

### （１）「人口ビジョン」における目指すべき将来の方向

あきる野市総合戦略における基本理念・基本目標は、国の長期ビジョン・総合戦略及び東京都総合戦略を勘案するとともに、第２章人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向を踏まえ設定します。

**人口ビジョンにおける目指すべき将来の方向**

○若い世代が安心して妊娠・出産・子育て、そして働くことのできるまちづくりを進めること

○誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めること

○まちの魅力を高め、多くの人に知ってもらうことで、交流人口を確保し、活気あるまちづくりを進めること

## （2）基本理念・基本目標

あきる野市総合戦略では、次のように「基本理念」及び「基本目標」を設定します。この基本目標に沿い、施策の方向性を示し、取り組むべき施策を位置付けていきます。

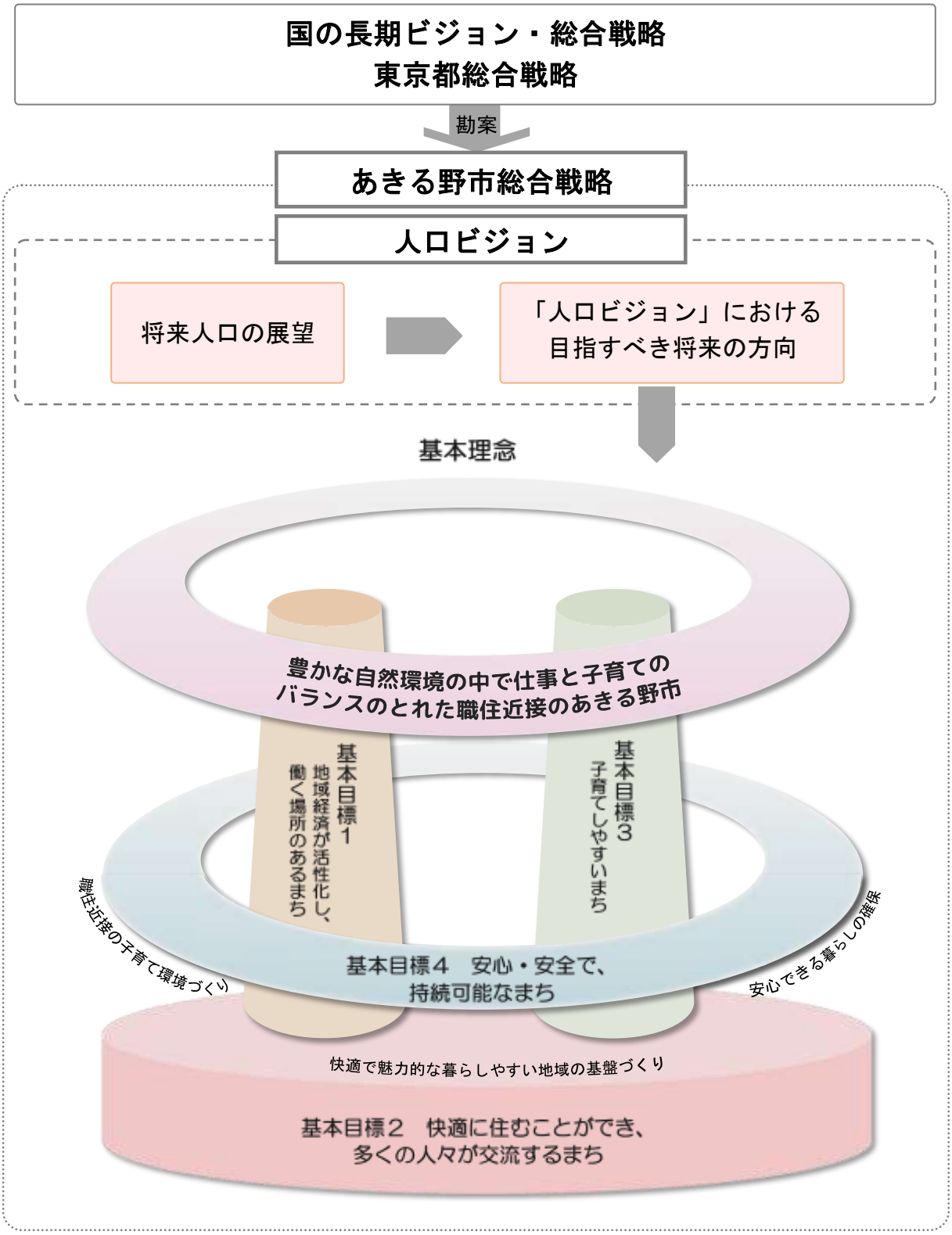

## ３　位置付けるべき施策の考え方

あきる野市総合計画・後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定においては、人口減少や少子高齢化などの本市を取り巻く社会経済情勢の変化を背景に、これらに柔軟に対応していくため以下の３つのテーマを設定し、６つの分野の施策の重点化を図っています。

今回、策定するあきる野市総合戦略は、この後期基本計画の策定の趣旨と合致するものであることから、その具体的な施策については、後期基本計画における重点施策についても、優先的にあきる野市総合戦略の中に位置付けていくこととします。

また、その他の施策については、国の長期ビジョン・総合戦略及び東京都総合戦略を勘案し、あきる野市総合計画の将来都市像「人と緑の新創造都市」と整合を取りながら、今後、５年間の中で重点的に取り組むべき施策として、あきる野市総合戦略に位置付けていくこととします。

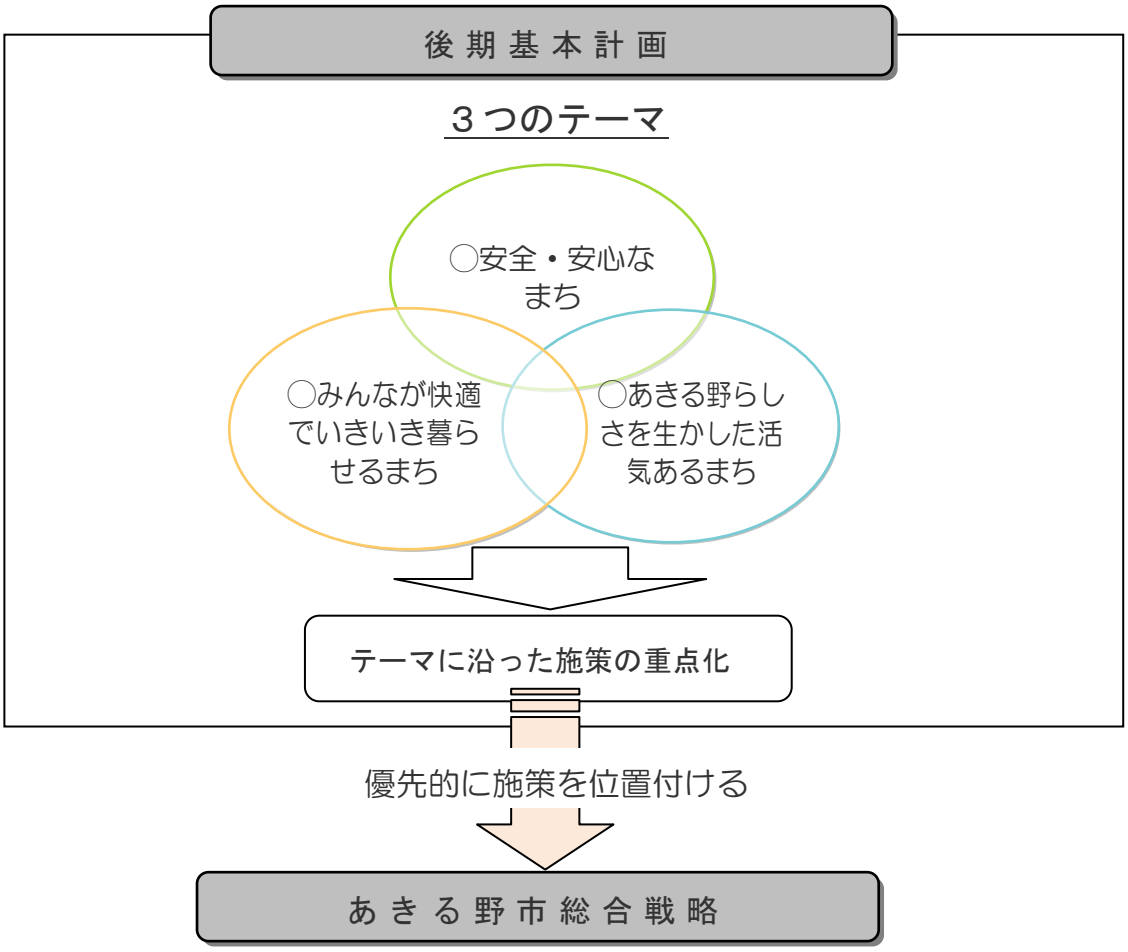

## 4　施策体系図

**目指すべき将来の方向**

○若い世代が安心して妊娠・出産・子育て、そして働くことのできるまちづくりを進めること
○誰もが住みたい、住み続けたいと思えるまちづくりを進めること
○まちの魅力を高め、多くの人に知ってもらうことで、交流人口を確保し、活気あるまちづくりを進めること

**基本理念**

豊かな自然環境の中で仕事と子育てのバランスのとれた職住近接のあきる野市

**基本目標１**
地域経済が活性化し、働く場所のあるまち
【施策の方向性】地域での雇用創出

- ア　都市の発展を支える産業の創造と振興
- イ　中・小企業の活性化と就労支援の推進
- ウ　地産地消型農業を基本とした農業振興

**基本目標２**
快適に住むことができ、多くの人々が交流するまち
【施策の方向性】魅力ある地域づくり

- ア　快適な住生活環境の整備
- イ　自然・歴史・文化などの郷土の地域資源を生かした観光・地域交流の推進
- ウ　地域の魅力発信の推進

**基本目標３**
子育てしやすいまち
【施策の方向性】包括的な子育て支援

- ア　切れ目のない包括的な子育て支援環境の整備
- イ　学校教育の充実
- ウ　ワーク・ライフ・バランスの推進

**基本目標４**
安心・安全で、持続可能なまち
【施策の方向性】
地域で安心・安全に、そして健康に暮らせるまちづくり

- ア　安心で安全な地域社会の形成
- イ　すべての世代の健康づくりの推進
- ウ　環境負荷の低減と自然環境対策の推進

# 第2節　具体的な施策

## 基本目標１　地域経済が活性化し、働く場所のあるまち

### （１）数値目標（５年間）

| 内容 | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 従業者数<br>【出典：経済センサス活動調査】 | 20,566 人<br>（H24） | 向上 |
| 事業所数<br>【出典：経済センサス活動調査】 | 2,435 事業所<br>（H24） | 向上 |
| 創業比率<br>【出典：経済センサス活動調査】 | 1.32%<br>（H21～24） | 向上 |
| 女性の労働力率（30～34 歳）<br>【出典：国勢調査】 | 60.7%<br>（H22） | 向上 |
| 農業経営体数<br>【出典：世界農林業センサス】 | 274 経営体<br>（H22） | 維持 |

### （２）施策の方向性

**『地域での雇用創出』**

○　都心からの近接性や圏央道の整備効果による優位性を生かした企業誘致を行い、新たな雇用の場の創出を目指します。

○　魅力ある商店街づくりや経営支援の強化、創業支援などにより、商工業機能の活性化を目指します。

○　新規就農者や認定農業者等の担い手を育成・支援するとともに、農畜産物の販路の拡充により、地産地消型農業を一層促進します。

## （3）具体的な施策

### ア　都市の発展を支える産業の創造と振興

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進 | 圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた土地利用転換を推進します。 |
| ②立地環境を生かした企業誘致の推進 | 周辺市街地との調和や自然環境の保全を図りながら、産業基盤を整備し、圏央道の整備効果を最大限生かした企業誘致を推進します。また、進出企業に対する奨励制度を検討します。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 産業系土地利用面積 | 70.4ha<br>(H28.2) | 92.3ha |
| 誘致された企業等の従業員数 | － | 約 1,000 人 |

### イ　中・小企業の活性化と就労支援の推進

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①商店街振興プランの推進 | 商店街振興プランを策定し、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを進めます。 |
| ②創業支援に係る体制の整備 | 「創業支援事業計画」に基づき、市、商工会、金融機関が連携して、創業に関する個別相談支援や創業塾、セミナー・交流会などを実施することにより創業希望者を支援します。 |
| ③商工業者の支援 | 商工会と連携し、商品開発等に対する助成や研修、経営相談、商工業者の育成を行うなど、商工業者を支援します。 |
| ④商工業活性化のための産官金の連携した職員配置などの検討 | 商工業活性化に向けて、マーケティングやシティセールスなどを戦略的に推し進めるため、産官金の連携した人事交流や専門職員の配置などを検討します。 |
| ⑤就労支援の推進 | 商工会と連携し、子育て世代や高齢者などの就労・雇用に係る相談を実施するなど、就労支援を進めます。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 商店街振興プラン | － | 策定 |
| 創業支援事業計画 | － | 策定 |
| 創業支援対象者数 | － | 累計 10 件 |
| 事業所数<br>【出典:経済センサス活動調査】 | 2,435 事業所<br>(H24) | 向上 |

## ウ　地産地消型農業を基本とした農業振興

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①新規就農者の自立に向けた支援 | 住居、農地、農機具や設備などの就農環境を総合的にコーディネートする相談員を配置し、遊休農地を新規就農者へ貸し出すなど、新規就農者の自立に向けた支援に取り組みます。 |
| ②農産物のブランド化の推進 | 東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大とともに、スイートコーンを始め、新たな農産物や加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。 |
| ③遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進 | 効率的かつ安定的な農業経営に向け、農業生産基盤として活用されていない遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効利用を促進します。 |
| ④農業経営者の支援 | 農業経営の規模拡大や合理化など、自らの農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や農家以外からの新規就農者の確保・育成を図ります。 |
| ⑤農産物の販売施設の拡充 | 地産地消型の農業を推進するため、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び秋川渓谷瀬音の湯物産販売所「朝露」の３か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 新規就農者数 | 1 人<br>（H26 年度） | 累計 5 人 |
| 耕作放棄地面積<br>【出典:世界農林業センサス（速報値）】 | 58ha<br>（H27） | 減少 |
| 市内３直売所会員売上額 | 357 百万円<br>（H26 年度） | 380 百万円 |
| 農地の利用集積（利用権の設定）<br>【出典:事務報告書】 | 1.0ha<br>（H26 年度） | 4.0ha<br>（H27-H31 年度の累計） |
| 農産物等の地域ブランド | 東京都の地域産業資源の指定（のらぼう菜、東京しゃも、秋川牛） | 維持・拡大 |

## 基本目標２　快適に住むことができ、多くの人々が交流するまち

### （１）数値目標（５年間）

| 内容 | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 「住みやすい」「まあ住みやすい」と思う市民の割合<br>【出典：市民アンケート調査】 | 79.5%<br>（H25 年度） | 85% |
| 生産年齢人口の人口動態<br>【出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」】 | ▲49 人<br>（H22～26 平均） | ０人 |
| 入込観光客数<br>【西多摩地域広域行政圏協議会事業報告書、観光推進プラン】 | 延べ 2,044,990 人/年<br>（H24 年度） | 延べ 250 万人/年<br>（H32 年度） |

### （２）施策の方向性

**『魅力ある地域づくり』**

○　土地区画整理事業による計画的な新市街地の形成や地域公共交通の利便性の向上など、誰もが暮らしたいと思える住環境の維持・向上を目指します。

○　豊かな自然や伝統・文化などの地域資源の魅力を生かし、地域の活性化を図るとともに、その魅力発信などの取組を強化することで交流人口の確保を目指します。

## （3）具体的な施策

### ア　快適な住生活環境の整備

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①土地区画整理事業による新市街地の形成 | 武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。 |
| ②地域内交通対策の検討・整備 | 交通手段を持たない市民や高齢者の移動手段を確保するため、総合的な地域内交通対策の検討・整備を進めます。また、路線バスやＪＲ五日市線については、事業者への働きかけにより、利便性の向上に努めます。 |
| ③道路のバリアフリー化の推進 | 秋川駅自由通路のエレベータ設置とともに、道路の更新などに際しては、道路利用者の安全確保を図るため、道路のバリアフリー化を進めます。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 武蔵引田駅北口土地区画整理事業 | 都市計画決定<br>(H27.3) | 換地設計を完了し、工事施工に着手 |
| 地域公共交通に関する検討組織の設置 | － | 設置 |
| 「あきる野市の公共交通のあり方」の策定 | － | 策定 |
| 秋川駅自由通路のバリアフリー化 | － | 秋川駅自由通路のエレベータの稼働 |

## イ　自然・歴史・文化などの郷土の地域資源を生かした観光・地域交流の推進快適な住生活環境の整備

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①秋川渓谷のブランド化など観光まちづくりの推進 | 観光推進プランに基づき、秋川渓谷のブランド化や歴史・文化などの郷土資源の活用、農商工や近隣自治体との連携など、観光まちづくりを進めます。 |
| ②秋川流域ジオパーク構想の推進 | 秋川流域は、特徴的な地形・地質を有するほか、ミエゾウが発見されるなど、化石の宝庫といえる地域です。この貴重な大地と自然・文化を活用して、秋川流域市町村の連携の下、地域住民や関係団体が主体となって、日本ジオパークの認定に向けた取組を進めます。 |
| ③伝統芸能保存活動の支援と伝統・文化理解教育の推進 | 囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して指導・助言を行い、夏まつりでの公開など、芸能の保存・伝承活動を支援します。また、農村歌舞伎の道具類を必要に応じて歌舞伎保存団体に提供するとともに、歌舞伎の公開等に際して指導・助言を行います。更に、地域の伝統・文化活動を積極的に活用し、児童・生徒に対して、日本の伝統・文化理解教育を推進するとともに、地域の伝統・文化継承活動への参加を進めます。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 入込観光客数<br>【出典:西多摩地域広域行政圏協議会事業報告書、観光推進プラン】 | 延べ 2,044,990 人/年<br>（H24 年度） | 延べ 250 万人/年<br>（H32 年度） |
| 秋川流域としての日本ジオパークの認定 | － | 認定<br>（H30 年度） |
| 郷土芸能連合会加盟団体数 | 39 団体<br>（H28.2） | 維持 |

## ウ　地域の魅力発信の推進

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①地域資源等を生かした観光プロモーションの推進 | 恵まれた自然環境、歴史、伝統・文化、農業などの地域資源の活用や都心から近い立地を生かし、外国人観光客や新規顧客の誘客を図るため、多言語対応の情報提供や観光客の受入環境の整備、メディア等を活用した観光情報の提供など、観光プロモーションを推進します。 |
| ②映像等を活用した総合的・多角的なＰＲの推進 | 映画「五日市物語」や映画「あきる野物語　空色の旅人」、独自に制作する映像等を活用したフィルムコミッション事業を進めることにより、本市の魅力などの総合的・多角的なＰＲを推進します。 |
| ③ホームページやＳＮＳなどを活用した情報の発信 | 高度情報社会に対応するため、ホームページや双方向でコミュニケーションが可能なＳＮＳなどを活用して、情報を発信します。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 公共施設等への公衆無線ＬＡＮ（Wi-Fi）の整備 | － | 10 か所整備<br>（H27 年度末） |
| 多言語対応観光デジタルサイネージの整備 | － | 5 か所整備<br>（H27 年度末） |
| 観光素材を生かした映画の活用 | － | 映画館などでの上映 |
| 観光ボランティアの育成 | － | 外国語研修<br>などの実施 |
| 観光キャラバンの実施<br>【出典:事務報告書】 | 3 回/年<br>（H26 年度） | 継続 |
| あきる野市観光情報 Facebook の合計閲覧回数（複数回閲覧者を含む。）<br>【出典:事務報告書】 | 706,843 回/年<br>（H26 年度） | 向上 |
| 秋川渓谷 Line@アカウントの合計閲覧回数（複数回閲覧者を含む。）<br>【出典:事務報告書】 | 13,661 回/年<br>（H26 年度） | 向上 |
| 市ホームページのアクセス数<br>【出典:事務報告書】 | 3,363,800 件<br>（H26 年度） | 向上 |

## 基本目標３　子育てしやすいまち

### （１）数値目標（５年間）

| 内容 | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 合計特殊出生率 | 1.43<br>（H26） | おおむね 1.6 |
| 子育て支援に関する満足度<br>【出典：市民アンケート調査】 | 52%<br>（H25 年度） | 65% |
| 保育園の待機児童数 | 12 人<br>（H27.4） | ０人 |
| 学童クラブの待機児童数 | 110 人<br>（H27.4） | ０人 |

### （２）施策の方向性

**『包括的な子育て支援』**

○　妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援と地域で子育てを支える仕組みをつくるとともに、不安感や負担感を解消し、安心して子育てができるよう、子育て支援ニーズに対応した環境の整備を目指します。

○　すべての子どもたちが生き生きと学校生活を送ることができるよう、教育環境の充実を図り、子どもたちが通いたい学校づくりを目指します。

○　事業所・家庭におけるワーク・ライフ・バランスの理解を深める啓発を行うなど、仕事と子育ての両立を目指します。

## （3）具体的な施策

### ア　切れ目のない包括的な子育て支援環境の整備

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①地域の子育て支援サービス・相談体制の充実 | 家庭の子育てに対する不安を軽減し、安心して子どもを生み育てることができるよう、地域で子育てを支える支援体制として、子育てひろば事業や子ども家庭支援センター事業の充実を図るとともに、子育てに関する相談、情報提供などを行う利用者支援事業を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実を図ります。 |
| ②保育の待機児童の解消 | 子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育の量の見込みに対応できるよう、教育保育施設及び地域型保育事業により、提供体制を確保し、保育の待機児童の解消に取り組みます。 |
| ③子どもの放課後対策の推進 | 国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童の安心・安全な居場所の確保に向けて、学童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施する総合的な放課後対策について検討を進めながら、子どもたちの成長に資するための取組や環境整備を進め、子どもの放課後対策を推進します。 |
| ④「子育て世代」親子で健康を育む取組の推進 | 妊婦や乳幼児の健康を保持するため、妊婦健康診査や乳幼児家庭全戸訪問、育児相談などを推進します。 |
| ⑤児童の預かり事業の推進 | 核家族化が進んでいる中、子育ての負担を軽減し、安心できる子育て支援をするため、一時預かり事業やショートステイ事業の推進を図り、更に、子育てと就労の両立支援として、病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を推進します。 |
| ⑥地域における子どもの育成の推進 | 地域で子どもたちを導き守る「地域子ども育成リーダー」を養成し、将来を担う郷土愛に満ちた子どもを市全体で育成します。 |
| ⑦地域資源を活用した子育て・保育環境整備の推進 | 地域資源である多摩産材を活用し、郷土を思う心を育む幼児期の子育て・保育環境の整備を進めます。 |
| ⑧新生児誕生お祝い事業の推進 | 新生児が誕生したときに、軍道紙のお祝いカードとともに、地域の特産品と交換できるクーポン券を贈るなど、新生児誕生お祝い事業を進めます。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 子育てひろば利用者数<br>【出典:事務報告書】 | 3,687 人<br>(H26 年度) | 4,450 人 |
| 利用者支援事業実施箇所数 | 0 か所<br>(H27 年度) | 2 か所 |
| 保育園等待機児童数 | 12 人<br>(H27.4) | 0 人 |
| 学童クラブ待機児童数 | 110 人<br>(H27.4) | 0 人 |
| 妊婦面談実施率（妊娠届出時） | 91%<br>(H26 年度) | 100% |
| 母親学級・両親学級参加者数<br>【出典:事務報告書】 | 222 人<br>(H26 年度) | 250 人 |
| 乳幼児家庭全戸訪問実施率<br>【出典:事務報告書】 | 99.5%<br>(H26 年度) | 100%<br>（里帰り、入院を除く。） |
| 乳幼児健康診査受診率<br>【出典:事務報告書】 | 98.2%<br>(H26 年度) | 100%<br>（里帰り、入院を除く。） |
| ファミリー・サポート・センター利用回数<br>【出典:事務報告書】 | 延べ 1,486 回<br>(H26 年度) | 延べ 2,300 回 |
| 地域子ども育成リーダー数 | 102 人<br>(H27.8) | 300 人 |
| 市役所本庁舎等への子育て施設の整備 | － | 授乳室、キッズスペースなどの設置 |
| 保育関連施設での木製玩具等（多摩産材）の整備率 | 0%<br>(H27.4) | 100%<br>(H27 年度末) |

## イ　学校教育の充実

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①小中一貫教育の推進 | 児童･生徒に対して一貫性のある指導を行うため、全小中学校で小中一貫教育推進基本計画に基づいて、小中学校の連携を強化した小中一貫教育を推進します。 |
| ②学力向上対策の推進 | 基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図るとともに、子どもが自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、あきる野市教職員研修センターの研修の充実による教員の授業力向上や教員補助員等の活用、タブレット端末等の導入によるＩＣＴ教育の推進などにより、個に応じた多様な教育を推進します。 |
| ③特別支援教育の推進 | 特別な支援を要する児童･生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備するとともに、都立特別支援学校等と連携した取組を推進します。また、通常の学級に在籍する児童・生徒への支援を充実させるため、各校に特別支援教室を設置します。 |
| ④豊かな心の育成 | 道徳教育の充実を図るとともに、いじめ・不登校等の子どもの問題行動等に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、子ども一人一人に応じた支援を推進します。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における各教科の平均正答率 | － | 110<br>（H27 年度を 100 とした場合） |
| 不登校児童・生徒の割合<br>（出現率） | 小学校 0.26%<br>中学校 2.25%<br>（H26 年度） | 小学校 0.15%未満<br>中学校 1.50%未満 |

## ウ　ワーク・ライフ・バランスの推進

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①ワーク・ライフ・バランスの推進 | 仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もが生き生きと活動できるよう、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進する企業を表彰するなど、市民、事業者などを含む市全体でその取組を推進します。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| ワーク・ライフ・バランス推進企業の表彰数 | － | 累計５社 |

## 基本目標４　安心・安全で、持続可能なまち

### （１）数値目標（５年間）

| 内容 | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 「住みやすい」「まあ住みやすい」と思う市民の割合<br>【出典：市民アンケート調査】 | 79.5%<br>（H25 年度） | 85% |
| 生産年齢人口の人口動態<br>【出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」】 | ▲49 人<br>（H22～26 平均） | ０人 |
| 健康寿命（要支援１以上）<br>【出典：東京都福祉保健局】 | 男性　82.11 歳<br>（H25）<br>女性　84.25 歳<br>（H25） | 現状値の維持・延伸 |

### （２）施策の方向性

**『地域で安心・安全に、そして健康に暮らせるまちづくり』**

○　市民の防災・減災意識の高揚を図り、防災施設の整備や自主防災組織、関係機関等と避難体制づくりを推進するなど、まち全体で防災・減災に取り組みます。

○　住み慣れた地域の中で、お互いに支え合い暮らすことのできる地域社会の形成を目指します。

○　健康増進や介護予防に向けた取組を地域ぐるみで進めることで、市民がいつまでも生きがいを持って、生き生きと暮らすことのできるまちを目指します。

○　低炭素社会・循環型社会とともに、緑豊かな自然環境に配慮した環境づくりを進めます。

## （3）具体的な施策

### ア　安心で安全な地域社会の形成

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①避難行動要支援者の情報把握と支援体制づくりの推進 | 障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など避難行動要支援者の把握に努めるとともに、消防署や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などとその情報を共有し、発災時における避難行動要支援者の支援体制づくりを推進します。 |
| ②防災・安心地域委員会等の活動への支援 | 災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域の自発的な活動を支援します。 |
| ③地域防災リーダーの育成 | 自助と共助の意識醸成を図り、地域防災力を強化するため、防災・安心地域委員会とともに地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成します。 |
| ④防災意識の普及・啓発と向上 | 災害に対する備えが重要であることから、平常時及び発災時の自助・共助の取組などの普及・啓発を図るため、市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者に周知し、防災意識の向上を図ります。 |
| ⑤安全に避難できる場のネットワーク形成等 | 地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースの確保、幹線道路の整備、道路の無電柱化等を促進します。 |
| ⑥土砂災害警戒区域等における避難体制の確立 | 土砂災害警戒区域等の土砂災害ハザードマップを活用し、土砂災害発生のおそれがあるときの情報伝達方法や避難場所、避難経路の確保などについて、防災・安心地域委員会等の自主防災組織と地域住民の連携による警戒避難体制を早期に確立します。 |
| ⑦災害時の備蓄食料等の充実と住民個々の備蓄の推奨 | 災害発生時に備え、食料の備蓄の充実に加え、民間企業などと協定等による供給体制の強化を図るとともに、市民の自助意識の醸成を促し、住民個々の備蓄整備の推奨に努めます。 |
| ⑧消防団員の確保 | 防災活動等を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。 |
| ⑨公共施設等の総合的管理の推進 | 公共施設や道路・橋りょう等のインフラなどについては、市民が安心・安全に利用でき、災害時における避難路及び避難所として機能を維持するため、中長期にわたる総合的な管理を推進します。 |

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ⑩空き家対策の推進 | 空き家の実態把握に努め、市民生活の安心と安全を確保するため、管理されていない空き家の適正管理を促進するとともに、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組などを検討し、総合的な空き家対策を進めます。 |
| ⑪防犯対策の推進 | 市広報紙などを活用し、防犯活動のＰＲの充実を図るとともに、町内会・自治会や警察署、防犯協会等の関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図るなど、防犯対策を推進します。 |
| ⑫子どもの危機管理対策の推進 | いじめ、虐待、暴力、危険薬物などの子どもを取り巻く危機に対応するため、家庭や学校、保育園・幼稚園、関係機関などと連携しながら、迅速な情報の収集・提供を行い未然防止を図るなど、子どもの危機管理対策を推進します。 |
| ⑬高齢者を支え合う地域づくりの推進 | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進します。 |
| ⑭町内会・自治会などの地域コミュニティへの支援 | 地域力の向上と地域組織の充実を図るとともに、住民自ら地域の課題を解決するために行う取組などを支援します。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 市及び地域の実施する防災訓練の参加者数 | 8,458 人<br>（H27 年度） | 10,000 人 |
| 家庭・事業所の備蓄 | － | 実施率 100% |
| 自主防災組織数<br>【出典:事務報告書】 | 81 組織<br>（H25.3.31） | 維持 |
| 消防団員数<br>【出典:事務報告書】 | 441 人（うち機能別消防団員 49 人）<br>（H26.4.1） | 506 人<br>（条例上の定員数） |
| 地域防災リーダー数 | 登録者数 460 人<br>（H27.11.30） | 登録者数 500 人程度 |
| 公共施設等総合管理計画 | － | 策定 |
| 管理不全の空き家 | － | 解消 |
| 犯罪発生件数<br>【出典:数字で見る西多摩】 | 690 件<br>（H26） | 減少 |

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 事業者との協定による「緩やかな見守り事業」への協力事業者数 | 23 事業者<br>（H27.4.1） | 28 事業者 |
| 65 歳以上高齢者見守り事業の利用世帯数（新聞配達時、郵便配達時、ごみ収集時、乳酸菌飲料配達時、地域選出の見守り協力員）<br>【出典：第６期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 | 196 世帯<br>（H25 年度） | 260 世帯<br>（H29 年度） |

## イ　すべての世代の健康づくりの推進

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①めざせ健康あきる野２１（健康増進計画）の推進 | めざせ健康あきる野２１（健康増進計画）に基づき、「子育て世代」「働き盛り世代」「高齢者世代」の健康づくり施策を展開し、生涯を通じた市民一人一人の健康づくりを進めます。 |
| ②介護予防・健康づくり事業の推進 | 健康寿命を延ばす取組として、「介護予防教室」「地域イキイキ元気づくり事業」などの事業を推進するとともに、介護予防についての普及啓発を図ることにより、高齢者自らが健康保持に努めてもらうよう支援します。 |
| ③スポーツ活動の機会の充実 | 誰もがスポーツを楽しむことができるよう、ＮＰＯ法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携して、多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機会の充実を図ります。 |
| ④保健・医療・介護の提供体制の充実 | がん検診受診率の向上や在宅療養環境の整備、更には休日診療や準夜診療等の救急医療体制の充実など、地域医療機関や介護事業者、医師会などと連携し、保健・医療・介護の提供体制の充実を図ります。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 「非常に健康」「まあまあ健康」と答えた人の割合（全体）<br>【出典:めざせあきる野健康２１計画】 | 83.1%<br>（H24.2 中間評価時） | 84%（H28 年度）<br>（H29 年度以降については、健康増進計画の改定時に再設定する。） |
| 乳幼児家庭全戸訪問実施率<br>【出典:事務報告書】**≪再掲≫** | 99.5%<br>（H26 年度） | 100%<br>（里帰り、入院を除く。） |
| 乳幼児健康診査受診率<br>【出典:事務報告書】**≪再掲≫** | 98.2%<br>（H26 年度） | 100%<br>（里帰り、入院を除く。） |
| がん検診受診率（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん） | 22.9%<br>（H26 年度） | 25% |
| 特定健康診査受診率<br>【出典:事務報告書、特定健康診査等実施計画（第２期）】 | 49.93%<br>（H26 年度） | 60%<br>（H29 年度） |
| 特定保健指導参加率<br>【出典:事務報告書、特定健康診査等実施計画（第２期）】 | 23.53%<br>（H26 年度） | 60%<br>（H29 年度） |

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 健康寿命（要支援１以上）<br>【出典:東京都福祉保健局】 | 男性　82.11 歳<br>女性　84.25 歳<br>（H25） | 現状値の維持・延伸 |
| 介護予防普及啓発事業の参加者数<br>【出典:事務報告書】 | 841 人<br>（H26 年度） | 各年度 900 人 |
| 地域イキイキ元気づくり事業の参加者数<br>【出典:事務報告書】 | 延べ 6,897 人<br>（H26 年度） | 延べ 7,600 人 |
| 認知症サポータ養成講座の受講者数<br>【出典:第６期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】 | 1,736 人<br>（H26 年度） | 各年度 1,900 人 |
| 成人の週１回以上のスポーツ実施率<br>【出典:スポーツ推進計画】 | 47.1%<br>（H22） | 70%<br>（H32 年度） |

## ウ　環境負荷の低減と自然環境対策の推進

| 施策・内容 | |
|---|---|
| ①地球温暖化対策の推進 | 太陽光を始めとする再生可能エネルギーの普及・拡大や森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進します。 |
| ②公害対策の推進 | 公害防止に関する意識向上の啓発を図るとともに、環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。 |
| ③郷土の恵みの森構想の推進 | 市域の６割に及ぶ森林について、地域住民との協働の下、森林の有する多面的機能などに着目した森づくり事業を進め、「人と森との新たな共生の姿の創出」を目指した取組を進めます。 |
| ④生物多様性あきる野戦略の推進 | 豊かな生物多様性の保全と活用により、生物多様性の維持・向上と地域活性化を図るため、多様な主体の連携の下、希少種の保全などの取組を推進します。 |

ＫＰＩ

| 重要業績評価指標（ＫＰＩ） | 基準値 | 目標値（H31 年度） |
|---|---|---|
| 二酸化炭素排出量<br>【出典:第二次環境基本計画】 | 約 330 千ｔ-$CO_2$<br>（H24 年度） | 約 312 千ｔ-$CO_2$<br>（H32 年度） |
| 環境基準の達成率（大気、水質など）<br>【出典:第二次環境基本計画】 | 97.5%<br>（H26 年度） | 98.0%<br>（H37 年度） |
| 郷土の恵みの森づくり事業（昔道・尾根道整備、景観整備）の参加団体数<br>【出典:第二次環境基本計画】 | 延べ 17 団体<br>（H26 年度） | 延べ 20 団体<br>（H37 年度） |
| 森林サポートレンジャーの人数<br>【出典：第二次環境基本計画】 | 106 人<br>（H27.3.31） | 120 人<br>（H37 年度） |
| 生物多様性という言葉の認知度（内容も分かる）<br>【出典:第二次環境基本計画】 | 30.2%<br>（H26 年度） | 70%<br>（H37 年度） |

# 第３節　推進体制

## １　ＰＤＣＡサイクルの確立

あきる野市総合戦略は、計画策定（Plan）、推進（Do）、点検・評価（Chech）、改善（Action）を実施し、高い実効性を確保する必要があります。

【計画策定（Plan）】

- あきる野市総合戦略は、アンケート調査などにより、多様な市民や団体等の意見や意識を把握します。
- 統計情報や行政内部での課題分析を含めて、現状と課題を整理します。
- 施策の優先順位や方向性を検討します。

【推進（Do）】

- 策定したあきる野市総合戦略を多様な媒体を通じて、幅広く情報発信します。
- 各分野において関連する地域、企業、行政が協働した推進体制をとります。

【点検・評価（Check）】

- 統計データなどの社会指標を用いて、外部有識者等で構成する「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において各施策及び重要業績評価指標（ＫＰＩ）の推進状況を検証します。
- 必要に応じて、市民意識調査を実施し、市民による重要度や満足度等を基に評価します。
- 結果は、広く市民・議会に公表します。

【改善（Action）】

- 毎年実施する点検評価の結果を基に、改善に向けた分析を実施します。
- 検証結果を踏まえた施策の見直しや必要に応じて総合戦略を改訂します。

## ２　あきる野市総合戦略の見直し

あきる野市総合戦略の進捗管理は、外部有識者等で構成する「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において、施策の進捗状況を数値目標及び重要業績評価指標（ＫＰＩ）等で把握・検証し、随時、必要な見直しを行います。

また、国の長期ビジョン・総合戦略及び東京都総合戦略の改訂などがあった場合にも、その整合が図られるよう、必要な見直しを行います。